

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

2019年6月

鹿児島工業高等専門学校

- ・ 自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・ （該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はない。
- ・ 自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。
 - ◇：明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号、自己評価書「根拠資料編」での掲載ページを記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（ページや行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。この場合は、自己評価書「根拠資料編」にリンクを貼ったウェブサイト公表資料の一覧を添付すること。
 - ◆：資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字以下を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号、自己評価書「根拠資料編」での掲載ページを記入すること。
- ・ 関係法令の略は次のとおり。

（法）学校教育法、（施）学校教育法施行規則、（設）高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	鹿児島工業高等専門学校
2. 所在地	鹿児島県霧島市隼人町真孝1460-1
3. 学科等の構成	準学士課程：機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、情報工学科、都市環境デザイン工学科 専攻科課程：機械・電子システム工学専攻、電気情報システム工学専攻、建設工学専攻
4. 認証評価以外の第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：機械・電子システム工学専攻、電気情報システム工学専攻、建設工学専攻） JABEE認定プログラム（専攻名：機械・電子システム工学専攻、電気情報システム工学専攻、建設工学専攻） その他（なし）
5. 学生数及び教員数 （評価実施年度の5月1日現在）	学生数：1070人 教員数：専任教員68人 助手数：0人
(2) 特徴	
本校は急速な経済成長を背景に、産業界からの技術者養成の要望の高まりを受け、国立工業高等専門学校の法整備（昭和36年）後の昭和38年度に、機械工学科2学級・電気工学科1学級で設立された。その後、昭和42年度に土木工学科1学級、昭和61年度に情報工学科1学級を増設し、平成3年度に機械工学科1学級を電子制御工学科に改組し、5学科体制となった。さらに、平成12年に専攻科を設置し（機械・電子システム工学専攻、電気情報システム工学専攻、土木工学専攻）、現在と同じ準学士課程5学科、専攻科課程3専攻の体制を確立した。その後、平成15年に電気工学科を電気電子工学科に改称し、平成16年度には国立高等専門学校の独立行政法人化に伴い、独立行政法人国立高等専門学校機構鹿児島工業高等専門学校へ移行した。平成22年度に土木工学科を都市環境デザイン工学科に改称、平成27年度に土木工学専攻を建設工学専攻に改称し現在に至っている。 本校の教育面の特徴は、準学士課程5年間の一貫教育であるが、先述の通り平成12年度には準学士課程と有機的に結合する2年間の専攻科課程を設置し、入学定員の1割の学生に対して、計7年間の効果的な高等教育を実施している。 平成15年には日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定審査「教育プログラム名：環境創造工学」に合格し、平成16年にJABEEの認定校となり、以後平成21年、平成27年と引き続き認定されている。また、平成27年度からは、専攻科の学士の学位授与に係る特例の適用が設定されている。 学生寮（志学寮と呼称）は全国の国立高専の中でも屈指の規模を誇り、本校学生の約半数に相当する約560名が寮生活を送っている。また、上級生が下級生の生活指導にあたっており、教育の効果を発揮していることは特筆できる。 研究の高度化推進を目的とした「グローバル視点で地方創生課題を解決する技術イノベーション」が、平成28年度に九州沖縄地区の研究推進モデルトライアル校としてスタートした。平成28年度のトライアル事業が評価され、平成29年度からは、研究推進モデル校に昇格し事業が継続されることとなった。教員を3つの研究分野でグループ分けし、研究活性化を目指している。 地域共同テクノセンターが平成9年3月に設置され、地域の中小企業を対象とした技術相談や共同研究及びリフレッシュ教育等を行い、産学官連携を推進している。平成10年3月には、本校を中核とした産学官連携組織である錦江湾テクノパーククラブを設立し、産学官交流を積極的に行っている。平成28年4月に鹿児島高専テクノクラブと改称し、現在では87社の会員企業と16の公的機関が加入している。また、地域住民へのスポーツ支援を目的とした隼人錦江スポーツクラブは、本校が主体となり、旧隼人町教育委員会（現霧島市教育委員会）と設立したNPO法人である。霧島市及び近隣住民に対して健康・スポーツに関する活動を行い、健康で豊かな生活を送ることのできる地域づくりに寄与	

鹿児島工業高等専門学校

している。平成 27 年度からは、鹿児島大学が代表校である COC+に参加し、県内 7 つの大学や自治体・地域企業と連携し、地域のニーズに応える人材育成と卒業生の地元定着促進につながる事業に取り組んでいる。

国際交流に関しては、外国人留学生の受け入れ（平成 3 年度から開始）はもとより、高専機構及び九州・沖縄地区 9 高専の包括交流協定に加えて、本校として 7 つの海外の教育機関と国際交流協定を結んでおり、ホームステイ、インターンシップ、海外研修、国際学生交流等を支援している。高専における英語教育のすそ野拡大及び高専生の英語運用能力のベースアップを図るために国立高専機構が開始したグローバル高専事業において、平成 28 年度からは本校が九州沖縄地区のグローバル高専（展開型）拠点校に選ばれている。

Ⅱ 目的

○学校の目的

「本校は、教育基本法 の精神にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする」

(鹿児島工業高等専門学校学則第1条の1)

以下、学則ではないが、学生便覧・学校要覧に記載している「教育理念」、「教育理念を達成するための3つの目標」、「学習教育・到達目標」について記載する。

○教育理念（学生便覧・学校要覧）

- (1) 幅広い人間性を培い、豊かな未来を創造しうる開発型技術者を育成する。
- (2) 教育内容を学術の進展に対応させるため、また実践的技術の発展のため、必要な研究を行う。

○教育理念を達成するための3つの目標（学生便覧・学校要覧）

- (1) 国際性を持った教養豊かな人間を育て、個性的で創造性に富んだ開発型技術者を育成する。
- (2) 教育・研究活動の高度化・活性化を図る。
- (3) 地域との交流を推進し、教育・研究成果を地域に還元するとともに、国際交流を推進する。

○学習・教育到達目標（学生便覧・学校要覧）

(1) 準学士課程の学習・教育到達目標とサブ目標

1. 人類の未来と自然との共存をデザインする技術者

- 1-a 現代社会を生きるための基礎知識を身につけ、社会の様々な事柄に関心を持つことができる。
- 1-b 様々な課題に取り組み、技術と社会との関連に関心を持つことができる。

2. グローバルに活躍する技術者

- 2-a 日本語の文章の内容を正確に読み取り、自分の考えを的確に表現することができる。
- 2-b 英語の基本的な内容を正確に理解し、自分の意図を英語で伝えることができる。

3. 創造力豊かな開発型技術者

- 3-a 専門知識を修得する上で必要とされる数学・物理・化学など自然科学の知識を修得し、それらを継続的に学習することができる。
- 3-b コンピュータやその周辺機器を利用して文書作成ができ、ネットワークを通して、有用な情報を取得することができる。
- 3-c 専門分野の学習や工学実験等を通して、専門分野の基礎的な知識を修得することができる。
- 3-d ものづくりと自主的継続的な学習を通して、創造性を養い専門分野の知識を応用することができる。

4. 相手の立場に立ってものを考える技術者

- 4-a 技術者の社会的な責任を理解することができる。
- 4-b 様々な文化、歴史などを通して多様な価値観を学ぶことで、相手の立場に立って物事を考えることができる。

(2) 専攻科課程の学習・教育到達目標とサブ目標

1. 人類の未来と自然との共存をデザインする技術者

- 1-1 人類の歴史や文化を理解する。

1-2 人間社会と自然環境とのかかわりを理解する。

1-3 技術が社会に及ぼす影響を認識し、地球環境に配慮したものづくりが提案できる能力を身につける。

2. グローバルに活躍する技術者

2-1 日本について深く認識し、世界的な物事に関心をもつ。

2-2 論理的な記述およびプレゼンテーション能力を身につける。

2-3 外国語で意思疎通を行う能力を身につける。

3. 創造力豊かな開発型技術者

3-1 数学、物理、化学など自然科学の基礎知識を身につける。

3-2 自分の必要とするレベルで多様な情報機器を利用する能力を身につける。

3-3 専門分野の知識と自主的継続的に学習する能力を身につけ、与えられた制約下で計画的なものづくりの手法を活かして問題を解決できる能力を養う。

4. 相手の立場に立ってものを考える技術者

4-1 人としての倫理観を身につけ、善良な市民として社会生活を営む能力を養う。

4-2 技術者が社会に対して負う責任を理解する。

4-3 異文化を理解し尊重する。

○準学士課程全体の目的：学校の目的と同じ

「本校の各学科における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は、別に定める。」

(鹿児島工業高等専門学校学則第1条の2)

以下、各学科のディプロマ・ポリシーを示す(原文まま)。

【機械工学科】(学生便覧・学校要覧)

鹿児島高専機械工学科は、「多岐にわたる機械工学分野の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者を育てること」を教育の目的とし、豊富な実験・実習を通してものづくりを経験することで、知的自己啓発、好奇心及び柔軟な発想力を高揚させるための実践教育を行っています。このような人材を育成するため、本学科に在籍し、以下に示す能力を身につけ、卒業要件を満たした学生に対して、卒業を認定します。

習得すべき能力

1. 人類の未来と自然との共存をデザインすることができる能力
2. グローバルに活躍することができる能力
3. 創造力を活かし物事に取り組むことができる能力
4. 相手の立場に立ってものを考えられる能力

【電気電子工学科】(学生便覧・学校要覧)

鹿児島高専電気電子工学科は、「多岐にわたる電気電子工学分野の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者を育てること」を教育の目的とし、豊富な実験・実習を通してものづくりを経験することで、知的自己啓発、好奇心及び柔軟な発想力を高揚させるための実践教育を行っています。このような人材を育成するため、本学科に在籍し、以下に示す能力を身につけ、卒業要件を満たした学生に対して、卒業を認定します。

習得すべき能力

1. 人類の未来と自然との共存をデザインすることができる能力
2. グローバルに活躍することができる能力
3. 創造力を活かし物事に取り組むことができる能力

4. 相手の立場に立ってものを考えられる能力

【電子制御工学科】（学生便覧・学校要覧）

鹿児島高専電子制御工学科は、「多岐にわたる電子制御工学分野の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者を育てること」を教育の目的とし、豊富な実験・実習を通してものづくりを経験することで、知的自己啓発、好奇心及び柔軟な発想力を高揚させるための実践教育を行っています。このような人材を育成するため、本学科に在籍し、以下に示す能力を身につけ、卒業要件を満たした学生に対して、卒業を認定します。

習得すべき能力

1. 人類の未来と自然との共存をデザインすることができる能力
2. グローバルに活躍することができる能力
3. 創造力を活かし物事に取り組むことができる能力
4. 相手の立場に立ってものを考えられる能力

【情報工学科】（学生便覧・学校要覧）

鹿児島高専情報工学科は、「多岐にわたる情報工学分野の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者を育てること」を教育の目的とし、豊富な実験・実習を通してものづくりを経験することで、知的自己啓発、好奇心及び柔軟な発想力を高揚させるための実践教育を行っています。このような人材を育成するため、本学科に在籍し、以下に示す能力を身につけ、卒業要件を満たした学生に対して、卒業を認定します。

習得すべき能力

1. 人類の未来と自然との共存をデザインすることができる能力
2. グローバルに活躍することができる能力
3. 創造力を活かし物事に取り組むことができる能力
4. 相手の立場に立ってものを考えられる能力

【都市環境デザイン工学科】（学生便覧・学校要覧）

鹿児島高専都市環境デザイン工学科は、「多岐にわたる建設工学分野の知識を応用し、最先端の高度な技術に対応できる技術者を育てること」を教育の目的とし、豊富な実験・実習を通してものづくりを経験することで、知的自己啓発、好奇心及び柔軟な発想力を高揚させるための実践教育を行っています。このような人材を育成するため、本学科に在籍し、以下に示す能力を身につけ、卒業要件を満たした学生に対して、卒業を認定します。

習得すべき能力

1. 人類の未来と自然との共存をデザインすることができる能力
2. グローバルに活躍することができる能力
3. 創造力を活かし物事に取り組むことができる能力
4. 相手の立場に立ってものを考えられる能力

○専攻科課程の目的：

「専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする」

（鹿児島工業高等専門学校学則第 46 条の 1）

「専攻科の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は、別に定める。」

（鹿児島工業高等専門学校学則第 46 条の 2）

以下、各専攻のディプロマ・ポリシーを示す。

【機械・電子システム工学専攻】（学生便覧・学校要覧）

機械・電子システム工学専攻は、本校専攻科の学習・教育到達目標を達成するとともに、機械と制御技術を基本としたハード面、情報システム技術を基本としたソフト面を統合した分野において、環境に配慮した高付加価値製品の設計開発および実践的に問題解決できる開発型技術者を育成する。本専攻に在籍し、所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

【電気情報システム工学専攻】（学生便覧・学校要覧）

電気情報システム工学専攻は、本校専攻科の学習・教育到達目標を達成するとともに、ハードウェア及びソフトウェア技術からシステム制御や電子材料に至る幅広い分野に精通し、地球環境にやさしい高品質で高付加価値製品の設計・開発や制御システム・情報システムなどを担当できる開発型技術者を育成する。本専攻に在籍し、所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

【建設工学専攻】（学生便覧・学校要覧）

建設工学専攻は、本校専攻科の学習・教育到達目標を達成するとともに、建設工学の基礎となる市民が快適で安全な社会生活を送ることができる環境基盤整備を行う工学を学び、人間としての倫理観を備えた技術者を育成する。また、地域に密着した社会基盤の構築に寄与することができる創造性豊かな開発型技術者を育成する。本専攻に在籍し、所定の単位を修得した学生に対して、修了を認定する。

基準 1 教育の内部質保証システム

評価の視点	
【重点評価項目】	
1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第 109 条第 1 項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。	
【重点評価項目】	
観点 1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。	
【留意点】	
○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については 1-1-④ で分析する。） ○ 定期的に行うということは、7 年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。 ○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。 ○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。 ○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。 ○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。	
関係法令	(法) 第 109 条 (施) 第 166 条 (設) 第 2 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇実施の方針が明示されている規程等 ・資料 1-1-1-(1)-0 1 P1 「学則（自己評価等について）」 ・資料 1-1-1-(1)-0 2 P2 「平成 27 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事録」
(2) (1) の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。 ☒ 整備している	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等） ・資料 1-1-1-(2)-0 1 P3 「鹿児島工業高等専門学校自己点検・評価委員会規程」

☐ 整備していない	・資料 1-1-1-(2)-0 2 P4 「鹿児島工業高等専門学校評価規程」 ・資料 1-1-1-(2)-0 3 P5 「鹿児島高専教育改善システム図」 ・資料 1-1-1-(2)-0 4 P6 「委員会等組織図」 ・資料 1-1-1-(2)-0 5 P7-10 「会議・委員会等の主な審議事項等」 ・資料 1-1-1-(2)-0 6 P11 「委員会等組織図」
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。 ☒ 設定している ☐ 設定していない	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等） ・資料 1-1-1-(3)-0 1 P12 「自己点検・評価項目」 ・資料 1-1-1-(3)-0 2 P13-14 「教員自己点検票」
【重点評価項目】 観点 1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。	
【留意点】 ○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。 ○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。 ※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1-1-①の留意点の再掲。） ○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1-1-①(3)と関連。）	
関係法令	(法)第109条 (施)第166条 (設)第2条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。 ☒ 収集・蓄積している	◇収集・蓄積状況がわかる資料 ・資料 1-1-2-(1)-0 1 P15 「教育活動の実態を示すデータや資料の収集・集積状況」

☐収集・蓄積していない	◇担当組織、責任体制がわかる資料 ・(再掲) <u>資料 1-1-1-(2)-0 5</u> P7-10 「会議・委員会等の主な審議事項等」 ・(再掲) <u>資料 1-1-1-(2)-0 6</u> P11 「委員会等組織図」
(2) 自己点検・評価を定期的に実施しているか。 ■実施している ☐実施していない	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。） ◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。 ・<u>資料 1-1-2-(2)-0 1</u> P16 「自己点検・評価および外部評価の実施状況」 http://www.kagoshima-ct.ac.jp/disclosure/ ・<u>資料 1-1-2-(2)-0 2</u> P17-29 「平成 30 年度自己点検・評価報告書」 ・<u>資料 1-1-2-(2)-0 3</u> P30-42 「平成 30 年度自己点検・評価報告書（資料）」 内部質保証を目的とし、自己点検・評価委員会、外部評価委員会を設置し、年に 1 度、自己点検・評価および外部評価を行い、報告書に纏めて公表している。また、教員については、自己点検票による評価を行っている。さらに、企業・卒業生に対してもアンケートを適宜実施し、この結果をもとに改善に向けての取り組みを行っている。これらの結果は、本校の行う自己点検・評価に適切に反映されている。
(3) (2) の結果を公表しているか。 ■公表している ☐公表していない	◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。） ・(再掲) <u>資料 1-1-2-(2)-0 1</u> P16 「自己点検・評価および外部評価の実施状況」 http://www.kagoshima-ct.ac.jp/disclosure/
【重点評価項目】 観点 1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。	
【留意点】 ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。	

○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） □教員 □職員 ■在学生 ■卒業（修了）時の学生 ■卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生 □保護者 ■就職・進学先関係者	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。） ・資料 1-1-3-(1)-0 1 P43-63 「卒業生・修了生アンケート結果」 ・資料 1-1-3-(1)-0 2a P64 「授業評価アンケート項目」 ・資料 1-1-3-(1)-0 2b P65 「授業評価アンケート結果例」 ・資料 1-1-3-(1)-0 2c P66-72 「学生へのアンケート結果」 ・資料 1-1-3-(1)-0 3 P73-87 「企業アンケート結果」 ・資料 1-1-3-(1)-0 4a P88 「専攻科アンケートの様式」 ・資料 1-1-3-(1)-0 4b P89-90 「専攻科アンケート結果」 ・資料 1-1-3-(1)-0 4c P91 「専攻科達成度アンケートの様式」 ・資料 1-1-3-(1)-0 4d P92-93 「専攻科達成度アンケート結果」 ◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所 ・資料 1-1-3-(1)-0 5 「平成 30 年度外部評価委員会議事要旨」（作成途中のため現地閲覧資料）
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） 【在学生の意見聴取】 □学習環境に関する評価 ■学生による授業評価 ■学生による教育・学習の達成度に関する評価	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所 ・資料 1-1-3-(2)-0 1 P94 「教育目標達成度確認について」 ・資料 1-1-3-(2)-0 2 P95-96 「平成 30 年度後期専攻科成績会議議事要旨」 ・資料 1-1-3-(2)-0 3 P97-103

(進級時等、卒業(修了)前の評価) ☐ 学生による満足度評価 (進級時等、卒業(修了)前の評価) ☐ その他 【卒業(修了)時の意見聴取】 ■ 卒業(修了)時の学生による教育・学習の達成度に関する評価 ■ 卒業(修了)時の学生による満足度評価 ☐ その他 【卒業(修了)後の意見聴取】 ☐ 卒業(修了)後の学生による学習成果の効果に関する評価 ☐ 卒業(修了)後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 ☐ その他 【外部評価】 ■ 外部有識者の検証 ☐ 教育活動に関する第三者評価 (機関別認証評価、JABEE 等。) ☐ 設置計画履行状況調査 ☐ その他	「専攻科自己評価発表資料」 ・ <u>資料 1-1-3-(2)-04</u> P104 「平成 30 年度外部評価実施要項」 ・ (再掲) 資料 1-1-3-(1)-05 「平成 30 年度外部評価委員会議事要旨」(作成途中のため現地閲覧資料) ◆ その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。
【重点評価項目】 観点 1-1-④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。 1-1-①-(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。 ○ 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE(日本技術者教育認定機構)によるJABEE認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。	
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 ■ 整備されている	◇ 実施体制がわかる資料(組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等) ・ <u>資料 1-1-4-(1)-01</u> P105

☐ 整備されていない	「鹿児島工業高等専門学校外部評価委員会規則」 ・資料 1-1-4-(1)-02 P106 「鹿児島工業高等専門学校教育プログラム点検会議規程」 ・(再掲) 資料 1-1-4-(2)-03 P5 「鹿児島高専教育改善システム図」
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、 「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 ☒対応している ☐対応していない ☐指摘を受けていない	◇対応状況がわかる資料 ・資料 1-1-4-(2)-01 P107 「平成 25 年度第 1 回自己点検・評価委員会議事要旨」 ・資料 1-1-4-(2)-02 P108 「教育課程の見直し（その 1）」 ・資料 1-1-4-(2)-03 P109 「教育課程の見直し（その 2）」 ・資料 1-1-4-(2)-04 P110-113 「教育方針・系統図の見直し」 ・資料 1-1-4-(2)-05 P114-116 「語学教育の改善（外国人教員による授業）」 ・資料 1-1-4-(2)-06 P117-118 「自己点検・評価項目の改訂」 ・資料 1-1-4-(2)-07 P119 「専攻科における対応（その 1）」 ・資料 1-1-4-(2)-08 P120 「専攻科における対応（その 2）」 ・資料 1-1-4-(2)-09 P121 「専攻科における対応（その 3）」
(3) (2) 以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ☒改善に向けた取組を行っている ☐改善に向けた取組を行っていない	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所 ・資料 1-1-4-(3)-01 P122 「外部評価およびその対応」 ◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料 ・(再掲) 資料 1-1-4-(3)-01 P122 「外部評価およびその対応」
1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教	

育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。	
（準学士課程） 観点１－２－① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。 ○ 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第 3 条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のⅡ目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。 ○ 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。	
関係法令	（法）第 117 条 （施）第 165 条の 2 （設）第 17 条第 3～6 項、第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 18 条、第 19 条、第 20 条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） □準学士課程全体として定めている ■学科ごとに定めている □その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー） ・資料 1－2－1－(1)－0 1 P127-131 「準学士課程 三つの方針」 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）と整合性を有しているか。 ■整合性を有している	

☐ 整合性を有していない	
(3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 ■ 示している □ 示していない	
観点 1－2－② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ○ 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 2 項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。 ○ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定されるところであり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。） ○ （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。	
関係法令	(施) 第 165 条の 2 (設) 第 15 条、第 16 条、第 17 条（第 7 項）、第 17 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する □ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。 （該当する選択肢にチェック■する。）	◇ 策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー） ・（再掲）資料 1－2－1－(1)－0 1 P127-131

☐ 準学士課程全体として定めている ☒ 学科ごとに定めている ☐ その他	「準学士課程 三つの方針」 ・資料 1-2-2-(1)-01 P132-144 「カリキュラム・ポリシー科目対応表」
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ☒ 整合性を有している ☐ 整合性を有していない	☒ その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック ☒ する。） ☒ どのような教育課程を編成するかを示している ☐ どのような教育内容・方法を実施するかを示している ☐ 学習成果をどのように評価するかを示している ☐ その他	☒ その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ☐ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成 28 年 3 月 31 日に決定されたガイドラインのことをいう。 ☐ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの 3 ページ上段の基本的な考え方や、同 5 ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同 6 ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。 ☐ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で 1 つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。 ☐ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の 3 要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。 ☐ 「学力の 3 要素」とは、1 知識・技能、2 思考力・判断力・表現力等の能力、3 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。	
関係法令	(法) 第 57 条、第 118 条 (施) 第 165 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック ☒ ） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック ☒ ）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック ☒ する。）	☒ 策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） ・（再掲）資料 1-2-1-(1)-01 P127-131

■準学士課程全体として定めている □学科ごとに定めている □その他	「準学士課程 三つの方針」
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■目的・方針等を踏まえて策定している □目的・方針等を踏まえて策定していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■明示している □明示していない	
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。 ■明示している □明示していない	
(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。 ■含まれている □含まれていない	
（専攻科課程） 観点1－2－④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点1－2－①の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	（法）第119条第2項 （施）第165条の2 （設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料

選択肢にチェック■する。） ☐専攻科課程全体として定めている ☒専攻ごとに定めている ☐その他	・資料 1-2-4-(1)-01 P145-147 「専攻科課程 三つの方針」
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、 「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程 全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整 合性を有しているか。 ☒整合性を有している ☐整合性を有していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の 中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並 びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示して いるか。 ☒示している ☐示していない	
観点 1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に 関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められている か。	
【留意点】 ○ 観点 1-2-②の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	(施)第 165 条の 2 (設)第 15 条、第 16 条、第 17 条（第 7 項）、第 17 条の 2 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドラ イン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に 関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。 （該当する選択肢にチェック■する。） ☐専攻科課程全体として定めている ☒専攻ごとに定めている ☐その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキ ュラム・ポリシー）がわかる資料 ・（再掲）資料 1-2-4-(1)-01 P145-147 「専攻科課程 三つの方針」 ◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に に記述する。
(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラ ム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロ マ・ポリシー）との整合性を有しているか。 ☒整合性を有している ☐整合性を有していない	

(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■どのような教育課程を編成するかを示している □どのような教育内容・方法を実施するかを示している ■学習成果をどのように評価するかを示している □その他	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 1－2－⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。	
【留意点】 ○ 観点 1－2－③の留意点に準ずるものとする。	
関係法令	(法) 第 119 条第 2 項(施) 第 165 条の 2、第 177 条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成 28 年 3 月 31 日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■専攻科課程全体として定めている □専攻ごとに定めている □その他	◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー） ・（再掲）資料 1－2－4－(1)－0 1 P145-147 「専攻科課程 三つの方針」
(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。 ■目的・方針等を踏まえて策定している □目的・方針等を踏まえて策定していない	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。
(3) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。 ■明示している □明示していない	
(4) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める	

学習成果を含む。)」を明示しているか。 ☒ 明示している ☐ 明示していない	
(5) 受入れる学生に求める学習成果には「学力の３要素」に係る内容が含まれているか。 ☒ 含まれている ☐ 含まれていない	
１－２ 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 １－３ 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。	
観点１－３－① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。	
【留意点】 ○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。	
関係法令	(法)第109条 (施)第166条 (設)第2条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。） ・資料 1－3－1－(1)－0 1 P148 「教育プログラム点検会議規程」 ・資料 1－3－1－(1)－0 2 P149 「教務委員会規則」 ・資料 1－3－1－(1)－0 3 P150 「専攻科委員会規則」
(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ☐ 点検して、改定している ☒ 点検した上で、改定を要しないと判断している ☐ 点検していない	◇点検の実情に関する資料（実績） ・資料 1－3－1－(2)－0 1 P151 「三つの方針の点検（教務委員会）」 ・資料 1－3－1－(2)－0 2 P152-153 「三つの方針の点検（専攻科委員会）」 ・(再掲) 資料 1－1－3－(2)－0 3 P97-103 「三つの方針の見直し根拠資料（専攻科）」

1－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 1

優れた点
・本校の自己点検・評価の項目は、前回の機関別認証評価の指摘を受けて高専機構の中期計画に沿う形に変更されており、機構全体の目標と本校の目標とがリンクするように設定されている点 ・外部評価委員からの意見・提言を、関係する委員会等へフィードバックし、その改善結果を再び外部評価委員会で報告するシステムが確立されている点
改善を要する点
学校の目的及び三つの方針に関して、関係法令に基づき、それらの策定および明示はしているものの、昨今の急速な社会状況の変化に応じた見直しは十分に行われているとは言い難い。本校の教育改善システムにおいて、各セクションの役割を再認識し、必要に応じた規則の改訂や確実な任務遂行が図れるよう手立てを講じる必要がある。

基準 2 教育組織及び教員・教育支援者等

評価の視点	
2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	
観点 2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	
【留意点】 ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。	
関係法令	(法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■整合性がとれている □整合性がとれていない	◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。 ・資料 2-1-1-(1)-0 1 P154-155 「教育理念」 ・資料 2-1-1-(1)-0 2 P155 「学科、学級数及び入学定員」 ・（再掲）資料 1-2-1-(1)-0 1 P127-131 「準学士課程 三つの方針」 学科の構成は5学科であり、設置基準に沿っている。一般教育科を含めた各学科は、ディプロマ・ポリシーに沿った教育方針のもと、特色ある教育を行っている。学科の構成と教育内容ならびに学則に定められた目的は学校教育法の規定および高等専門学校設置基準の第4条、第5条に適合していることから、学科の構成は教育の目的を達成する上で適切なものとなっている。
観点 2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。	
【留意点】 ○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に関係する記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■整合性がとれている □整合性がとれていない	◇本評価書Ⅱに記載したもの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料 ・資料 2-1-2-(1)-0 1 P155 「専攻及び入学定員」 ・資料 2-1-2-(1)-0 2 P156 「専攻科学習・教育到達目標」 ・（再掲）資料 1-2-4-(1)-0 1 P145-147 「専攻科教育上の目的」 ◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。 ・（再掲）資料 2-1-1-(1)-0 1 P154 「教育理念」 ・資料（本校 HP） 「各専攻の教育方針及び特色」 http://www.kagoshima-ct.ac.jp/school-guide/environmental-engineering/ ・（再掲）資料 1-2-4-(1)-0 1 P145-147 「専攻科課程 三つの方針」 専攻科の構成は、準学士課程の学科を基盤とした 3 専攻からなり、各学科における教育の基礎の上に、さらに高度な専門知識、技術を教授する内容となっている。この内容ならびに学則に定められた目的は学校教育法の規定に適合し、また、この目的を具体化した養成すべき人物像として学習・教育目標が定められている。このことから、専攻科の構成は教育の目的を達成する上で適切なものとなっている。
観点 2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等） ・資料 2-1-3-(1)-0 1 P157-158 「三主事および内部組織規程」 ・資料 2-1-3-(1)-0 2 P159 「鹿児島工業高等専門学校教務委員会規則」 ・資料 2-1-3-(1)-0 3 P160 「鹿児島工業高等専門学校学生委員会規則」 ・資料 2-1-3-(1)-0 4 P161 「鹿児島工業高等専門学校入学試験委員会規則」 ・（再掲）資料 1-1-1-(2)-0 4 P6 「委員会等組織図」
(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等） ・資料 2-1-3-(2)-0 1 P162-164 「教務委員会議事要旨」 ・資料 2-1-3-(2)-0 2 P165-166 「学生委員会議事要旨」 ・資料 2-1-3-(2)-0 3 P167 「入学試験委員会議事要旨」
2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。	
観点 2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例 1）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 （例 2）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。	

○ (4) (5)については、非常勤講師についても分析すること。	
関係法令	(法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表 ・資料（別添_高等専門学校現況表 別紙2-1） 「高等専門学校現況表」 ・資料2-2-1-(1)-01 P168 「教員定数現況表」
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ☒ 担当が適切である ☐ 担当が適切でない	◇【別紙様式】担当教員一覧表等 ・資料（別添_高等専門学校現況表 別紙2-3） 「担当教員一覧表」
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 博士の学位 ☐ ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） ☒ 技術資格 ☒ 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） ☐ 海外経験 ☐ その他	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。 ・資料2-2-1-(5)-01 P169 「平成29年度・優れた教員の確保」 ・資料2-2-1-(5)-02 P170 「平成30年度・優れた教員の確保」 都市環境デザイン工学科において、所定の科目を修めた者には、卒業後に二級建築士の受験資格が与えられる。そのため、当該科目を担当する教員には一級建築士の資格を有する教員が望ましい。 また、本校の教育目標である創造力豊かな開発型技術者の養成を達成するために、博士の学位、技術士等の高度な資格、及び実務経験を有した教員の採用をバランスよく行う必要がある。 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項

	を記述する。
観点 2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例）目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない （根拠理由欄） 満たしていると判断する場合であって、特例適用専攻科の認定に係る結果を利用する場合は、当該結果が利用できると判断した根拠理由を記述すること。 なお、利用しない場合は、下記の自己点検・評価結果の各項目について分析すること。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。 ■適切に確保している □適切に確保していない	◇【別紙様式】担当教員一覧表等 ・資料（別添_高等専門学校現況表 別紙2-3） 「担当教員一覧表」 ・資料2-2-2-(1)-01 P171-178 「5.専攻科の授業科目を担当する専任教員の現況等を記載した書類（様式第4号）」 ◆左記について、資料を基に記述する。 ・（再掲）資料2-2-2-(1)-01 P171-178 「5.専攻科の授業科目を担当する専任教員の現況等を記載した書類（様式第4号）」 以下は現地閲覧資料 ・資料2-2-2-(1)-02 「03_13【鹿児島工業高等専門学校】審査結果（通知）」 ・資料2-2-2-(1)-03 「(修正版) 3.学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（様式第3
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 ■担当が適切である □担当が適切でない	

	号)」 上記資料の通り、特例適用専攻科として認定されていることから、担当は適切であるとみなすことができる。
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。 ■担当が適切である □担当が適切でない	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料 ・資料 2-2-2-(3)-01 P179 「専攻科特別研究テーマ一覧」 以下は現地閲覧資料 ・資料 2-2-2-(1)-02 「03_13【鹿児島工業高等専門学校】審査結果（通知）」 ・資料 2-2-2-(1)-03 「(修正版) 3.学長又は校長及び専攻科の授業科目を担当する教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（様式第3号）」
観点 2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設) 第 6 条第 6 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■配慮している □配慮していない	◇教員の年齢構成がわかる資料（観点 4-3-①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。） ・資料 2-2-3-(1)-01 P180 「教員の年齢構成」（2 年前のデータのため、現状のものに更新する必要有り） ◆配慮の取組について、資料を基に記述する。 教員の平均年齢は 48 歳であり、各学科の教員の平均年齢も大差なく年齢構成は適切である。女性教員も採用し、採用前の企業経験等の経歴も考慮した構成になっている。

(2) (1) 以外に配慮している措置はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 教育経歴 ☒ 実務経歴 ☒ 男女比 ☐ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 ・(再掲) <u>資料 2-2-1-(5)-0 1</u> P169 「平成 29 年度・優れた教員の確保」 ・(再掲) <u>資料 2-2-1-(5)-0 2</u> P170 「平成 30 年度・優れた教員の確保」 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 学位取得に関する支援 ☐ 任期制の導入 ☒ 公募制の導入 ☒ 教員表彰制度の導入 ☐ 企業研修への参加支援 ☒ 校長裁量経費等の予算配分 ☐ ゆとりの時間確保策の導入 ☐ サバティカル制度の導入 ☒ 他の教育機関との人事交流 ☒ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 ・<u>資料 2-2-3-(3)-0 1</u> P181 「鹿児島工業高等専門学校教員選考委員会規則」 ・<u>資料 2-2-3-(3)-0 2</u> P182 「教職員の公募」 ・<u>資料 2-2-3-(3)-0 3</u> P183 「鹿児島工業高等専門学校教員表彰規則」 ・<u>資料 2-2-3-(3)-0 4</u> P184 「教育功労者表彰者一覧」 ・<u>資料 2-2-3-(3)-0 5</u> P185-187 「校長裁量経費に関する資料」 ・<u>資料 2-2-3-(3)-0 6</u> P188 「他の教育機関との人事交流」 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 ・<u>資料 2-2-3-(3)-0 7</u> P189-190 「校務負担軽減教員一覧」 校務負担軽減教員制度を設け、通常よりも少ない人数で校務を行う体制作りを行った（将来的な人員削減対策）。校務負担軽減教員は、部活動・各種委員会・学寮の宿日直等の校務が免除され、研究等の専門業務に集中できるようにしていた（平成 30 年度まで）。平成 31 年度は、体調不良等の教員に対して適用している。
2-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

該当なし	
評価の視点 2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。	
観点2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇教員評価に係る規程等がわかる資料 ・資料2-3-1-(1)-01 P191-192 「教員自己点検票様式」 ◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料 ・資料2-3-1-(1)-02 P193 「教員自己点検票評価集計票」 ・資料2-3-1-(1)-03 P194 「鹿児島工業高等専門学校教員表彰基準」 ・資料2-3-1-(1)-04 P195-196 「鹿児島工業高等専門学校優秀教員表彰規則」
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない	
(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 給与における措置 ☐ 研究費配分における措置 ☐ 教員組織の見直し ☒ 表彰 ☐ その他	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 ◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 常勤教員に対して、前年度分の自己点検・評価表（資料2-3-1-(1)-02 P193）の作成および提出を年度当初に実施している。また、教員は毎年度その年度の研究実績を研究者総覧に入力している。校長は、これらの自己評価および研究実績等を基に教員の教育能力を評価している。

(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。 ☐実施している ☒実施していない	◇教員評価に係る規程等を定めた資料 ◇実施していることがわかる資料 任用の際に教務委員会で資格審査を行っているのみで、教員評価は行っていない。ただし、授業評価アンケートは非常勤科目も対象としている。
観点 2－3－② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。	
【留意点】 ○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。	
関係法令	(設) 第 11～14 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 ☒定めている ☐定めていない	◇定めている規程がわかる資料(採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。) ・資料 2－3－2－(1)－0 1 P197 「鹿児島工業高等専門学校教員選考規則」
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☒模擬授業の実施 ☒教育歴の確認 ☒実務経験の確認 ☐海外経験の確認 ☐国際的な活動実績の確認 ☐その他	◇実施・確認していることがわかる資料 ・資料 2－3－2－(2)－0 1 P198 「面接実施要領」 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 ☒行っている ☐行っていない	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。 ・資料 2－3－2－(3)－0 1 P199 「教員審査委員会議事要旨」 教員の採用については、教員選考規則に基づき候補者の公募を行った上で、推薦委員会及び審査委員会で選考している。また、昇任についても教員選考規則に定められている研究業績、教育業績及び校務業績を考慮した昇任が実施さ

	れている。非常勤講師の採用は、規則に基づいて教務委員会で資格審査を行い、候補者を決定している。
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 ■定めている □定めていない	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料 ・資料 <u>2-3-2-(4)-01</u> P200 「鹿児島工業高等専門学校における非常勤講師の任用に関する取扱いについて」 ・資料 <u>2-3-2-(4)-02</u> P201 「鹿児島工業高等専門学校における非常勤教職員の雇用期間の取扱いについて」
2-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。	
観点 2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設) 第 17 条の 4
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程 ・（再掲）資料 <u>1-1-1-(2)-04</u> P6 「委員会等組織図」 ・（再掲）資料 <u>1-1-1-(2)-05</u> P7-10 「会議・委員会等の主な審議事項」 ・資料 <u>2-4-1-(1)-01</u> P202 「鹿児島工業高等専門学校FD委員会規則」 ◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料 ・（再掲）資料 <u>1-1-1-(2)-03</u> P5 「鹿児島高専教育改善システム図」

(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料 ・資料2-4-1-(2)-01 P203-204 「平成29年度第1回FD委員会議事要旨」 ・資料2-4-1-(2)-02 P205-206 「平成30年度 第2回、第3回、第13回、第14回教務委員会議事要旨」 ・資料2-4-1-(2)-03 P207-209 「学生による授業評価アンケート（項目）」 ・資料2-4-1-(2)-04 P210-211 「授業力アップアクティビティシート（一例）」 ・資料2-4-1-(2)-05 P212 「授業力アップアクティビティ実施記録」 ◇FDに関する報告書等の該当箇所等 ・（再掲）資料2-4-1-(2)-01 P203-204 「FD講演会実績（平成29年度）」 ・（再掲）資料2-4-1-(2)-02 P205-206 「FD講演会実績（平成30年度）」
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■結びついている □結びついていない	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。 講義のみならず、授業評価アンケートにもMoodleを活用している（資料2-4-1-(2)-03 P207-209）。従来の紙媒体に比べ、アンケートの集計効率が改善された。将来的にはMoodleの同時アクセス可能数を増強し、さらにアンケートの効率を向上させたい。
観点2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。	
【留意点】 ○ 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。	
関係法令 (法)第120第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）を法令に従い適切に配置しているか。 ■配置している □配置していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料 ・資料2-4-2-(1)-01 P213-215 「事務系職員配置状況」

(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 ■配置している □配置していない	・資料 2-4-2-(1)-0 2 P216 「鹿児島高専技術室組織図」 ・資料 2-4-2-(2)-0 1 P217 「事務系職員配置状況（図書情報係）」
観点 2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ スタッフ・ディベロップメント（管理運営等の研修）への取組は観点 4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
(1) 教育支援者等（事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。）に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 ■行っている □行っていない	◇研修等の実施状況（参加状況等。）の取組がわかる資料 ・資料 2-4-3-(1)-0 1 P218-221 「教職員集会資料（一例）」 ・資料 2-4-3-(1)-0 2 P222 「教職員集会参加者数（平成 30 年度）」 ・資料 2-4-3-(1)-0 3 P223-225 「平成 30 年度技術室職員研修会実施要綱」
2-4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 2

優れた点
・教育活動を適切に展開していくための各種の委員会が設置されており、学校運営の体制が十分に整備されている点 ・本校の教育目標を達成する上で、学科および専攻科の構成、ならびに教員の配置が適切なものになっている点 ・教員の採用および昇任にあたって、関係規則が整備されており、推薦委員会及び審査委員会より、教育能力が適切に評価され審査されている点 ・教員の教育能力の向上を目的として、教員相互による授業参観を継続的に行っている点。 ・新たな取り組みとして「授業力アップアクティビティ」を開始し、さらなる教育能力の向上に努めている点 ・教育活動の実態を示すデータや資料等として、シラバスをはじめとして教材や成績の根拠となる証拠資料の収集・蓄積が組織的に行われている点 ・技術職員は技術室として組織化され、全学科に十分に教育支援できる体制がとられている点
改善を要する点

鹿児島工業高等専門学校

なし

基準 3 学習環境及び学生支援等

評価の視点	
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。	
観点 3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。	
【留意点】	
○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第 23 条に規定する施設のことである。	
関係法令	(設)第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 27 条の 2、(施)第 172 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	◇【別紙様式】高等専門学校現況表
(3) 運動場を設けているか。 ☒ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている ☐ その他の適当な位置に設けている ☐ 設けていない	◇設置状況がわかる資料 ・資料 3-1-1-(3)-0 1 P226-227 「キャンパス敷地」 ◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ☒ 備えている ☐ 備えていない	◇設置状況がわかる資料 ・(再掲) 資料 3-1-1-(3)-0 1 P226-227 「キャンパス敷地」
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☒ 実験・実習工場 ☐ 練習船 ☐ その他	◇設置状況がわかる資料 ・(再掲) 資料 3-1-1-(3)-0 1 P226-227 「キャンパス敷地」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。

(6) 自主的学習スペースを設けているか。 ■設けている □設けていない	◇設置状況がわかる資料 ・資料3-1-1-(6)-01 P228 「自主的学習スペース」
(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。(該当する選択肢にチェックする。) ■厚生施設 ■コミュニケーションスペース □その他	◇設置状況がわかる資料 ・資料3-1-1-(7)-01 P229 「厚生会館」 ・資料3-1-1-(7)-02 P230 「コミュニケーションコモンスペース」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。
(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇安全衛生管理体制がわかる資料 ・資料3-1-1-(8)-01 P231-232 「鹿児島工業高等専門学校安全衛生管理規則」 ・資料3-1-1-(8)-02 P233-235 「鹿児島工業高等専門学校危機管理規則」 ・資料3-1-1-(8)-03 P236 「学生の安全心得」 ◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等 ・資料3-1-1-(8)-04 P237-238 「機械実習工場の安全に関する掲示物」
(9) (8)の体制が有効に機能しているか。 ■機能している □機能していない	◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。 ・資料3-1-1-(9)-01 P239 「安全講習会報告書」 上記資料に示す通り、実習工場の安全講習会を行っている。この講習会受講と利用手続きをした者に限り、実習工場の利用を許可している。
(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料 ・資料3-1-1-(10)-01 P240 「バリアフリー設備」

(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制に関する規程等の資料 ・(再掲) <u>資料 3-1-1-(8)-0 1</u> P231-232 「鹿児島工業高等専門学校安全衛生管理規則」 ・<u>資料 3-1-1-(11)-0 1</u> P241 「職場巡視記録簿」
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 ■行っている □行っていない	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料 ・<u>資料 3-1-1-(12)-0 1</u> P242 「平成 30 年度共同利用室稼働率」 ・<u>資料 3-1-1-(12)-0 2</u> P243 「平成 30 年度教室稼働率」 ◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 ・<u>資料 3-1-1-(12)-0 3</u> P244 「教育環境の整備活用」 満足度を把握した上での改善ではないが、実情に合わせて危機管理マニュアルの見直しを行っている。
観点 3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応した ICT 環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。	
【留意点】 ○ この観点の ICT 環境とは、無線・有線 LAN やパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。 ○ この観点では、ハードウェアの側面から捉えた ICT 環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点 3-2-②で分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応した ICT 環境を適切に整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇ ICT 環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。） ・<u>資料 3-1-2-(1)-0 1</u> P245-246 「鹿児島工業高等専門学校グローバル・アクティブラーニングセンター委員会規則」 ・<u>資料 3-1-2-(1)-0 2</u> P247 「鹿児島工業高等専門学校情報教育システムセンター規則」

	資料 3-1-2-(1)-03 P248 「情報教育センター利用案内(利用可能なパソコン台数)」
(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料 ・資料 3-1-2-(2)-01 P249-252 「鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ管理規程」 ・資料 3-1-2-(2)-02 P253-256 「鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ推進規程」 ・資料 3-1-2-(2)-03 P257 「鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規程」 ・資料 3-1-2-(2)-04 P258-259 「鹿児島工業高等専門学校情報セキュリティ利用者規程」 ・資料 3-1-2-(2)-05 P260 「情報セキュリティ研修案内」
(3) ICT環境は有効に活用されているか。 ■活用されている □活用されていない	◇ICT環境の利用状況がわかる資料 ・資料 3-1-2-(3)-01 P261-262 「共用教室使用状況」 ・資料 3-1-2-(3)-02 P263 「moodle 利用状況 (一例)」 https://moodle.kagoshima-ct.ac.jp/moodle/ ・資料 3-1-2-(3)-03 P264-266 「情報教育センター利用案内」
(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制に関する規定等の資料 ・(再掲) 資料 3-1-2-(1)-01 P245-246 「鹿児島工業高等専門学校グローバル・アクティブラーニングセンター委員会規則」 ・(再掲) 資料 3-1-2-(1)-02 P247 「鹿児島工業高等専門学校情報教育システムセンター規則」
(5) (4)の体制が機能しているか。 ■機能している □機能していない	◆左記について、改善を行った事例がある場合は、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。 ・資料 3-1-2-(5)-01 P267 「グローバル・アクティブラーニングセンター委員会議事要旨」 学内 LAN の不具合への対処例を示す。問題が生じた際は、

		上記資料の通り対処している。
観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。		
【留意点】 ○ 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。 ○ 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。		
関係法令	(設)第25条	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■備えている □備えていない		◇整備状況がわかる資料 ・資料3-1-3-(1)-01 P268 「図書館設備」
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■系統的に収集、整理している □系統的に収集、整理していない		◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料 ・資料3-1-3-(2)-01 P269 「図書館蔵書冊数の推移」 ・資料3-1-3-(2)-02 P270-274 「閲覧室配架雑誌一覧」 ・資料3-1-3-(2)-03 P275 「閲覧室受入新聞および視聴覚資料一覧」
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■活用されている □活用されていない		◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料 ・資料3-1-3-(3)-01 P276 「分類別貸出冊数」 ・資料3-1-3-(3)-02 P277 「図書館利用者数推移」
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■行っている □行っていない		◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料 ・資料3-1-3-(4)-01 P278 「ブックハンティング実績」 ・資料 本校 HP

	「図書館利用案内」 http://www1.kagoshima-ct.ac.jp/~tosho/intro-library.html
3-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点	
3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。	
観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。	
【留意点】	
○ 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。	
○ 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
■満たしていると判断する	
□満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■学科生 ■専攻科生 ■編入学生 ■留学生 □障害のある学生 □社会人学生 □その他	◇実施状況がわかる資料 ・資料3-2-1-(1)-01 P279-284 「1年生オリエンテーション」 ・資料3-2-1-(1)-02 P285-288 「専攻科生オリエンテーション」 ・資料3-2-1-(1)-03 P289-290 「編入学生自学自習課題」 ・資料3-2-1-(1)-04 P291-293 「図書館利用案内」 ・資料3-2-1-(1)-05 P294 「外国人留学生への支援」教務の手引き ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。	

【留意点】 ○ (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。 ○ 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■担任制・指導教員制の整備 ■オフィスアワーの整備 ■対面型の相談受付体制の整備 ■電子メールによる相談受付体制の整備 ■ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ■資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ■外国への留学に関する支援体制の整備 ☐ その他	◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料 ・資料3-2-2-(1)-01 P295-298 「学級担任」教務の手引き ・資料3-2-2-(1)-02 P299 「担任一覧」 ・資料3-2-2-(1)-03 P300-306 「オフィスアワー一覧」 ・資料3-2-2-(1)-04 P307 「学生何でも相談室規則」 ・資料3-2-2-(1)-05 P308 「学生何でも相談室クラス掲示資料例」 ・資料3-2-2-(1)-06 P309 「学生何でも相談室」学生便覧 ・資料3-2-2-(1)-07 P310 「鹿児島工業高等専門学校教務システム」 ・資料3-2-2-(1)-08 P311-312 「試験資格取得に関する支援」シラバス ・資料3-2-2-(1)-09 P313 「単位認定資格・検定等一覧（特別学修）」 「意見箱メール（学生用）」 https://www1.kagoshima-ct.ac.jp/goiken/gakusei.html 「意見箱メール（教員用）」 https://www1.kagoshima-ct.ac.jp/goiken/kyoshoku.html 「グローバル高専事業」 http://www.kagoshima-ct.ac.jp/global/ ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。

(2) (1)は、学生に利用されているか。 ■利用されている □利用されていない	◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料 ・資料 3-2-2-(2)-0 1 P314 「学生何でも相談室利用状況」 ・資料 3-2-2-(2)-0 2 P315 「個別相談実績例」 ◇利用状況等の実績がわかる資料 ・資料 本校 HP 「資格試験取得合格者数」都市環境デザイン工学科 http://www.kagoshima-ct.ac.jp/news/10674/ ・資料 3-2-2-(2)-0 3 P316 「国際交流実績表」
(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■担任制・指導教員制の導入 ■学生との懇談会 ■意見投書箱 □その他	◇制度がわかる資料 ・（再掲）資料 3-2-2-(1)-0 1 P295-298 「学級担任」教務の手引き ・（再掲）資料 3-2-2-(1)-0 2 P299 「担任一覧」 ・資料 3-2-2-(3)-0 1 P317 「鹿児島工業高等専門学校学生会規約」 ・資料 3-2-2-(3)-0 2 P318 「学生会組織図」 「意見箱」 http://www.kagoshima-ct.ac.jp/ikenbako/ ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(4) (3)は、有効に機能しているか。 ■機能している □機能していない	◇制度の機能状況がわかる資料 ・資料 3-2-2-(4)-0 1 P319-321 「平成 30 年度特別活動予定表」 ・資料 3-2-2-(4)-0 2 P322-323 「課外活動実績および女子学生の活躍」
観点 3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。	
【留意点】	

○ 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 ○ (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。	
関係法令	教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条 ※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 ・資料3-2-3-(1)-0 1 P324 「鹿児島工業高等専門学校外国人留学生規則」 ・資料3-2-3-(1)-0 2 P325 「鹿児島工業高等専門学校外国人留学生支援の会会則」 ・資料3-2-3-(1)-0 3 P326-328 「留学生日本語」シラバス
(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料 ・資料3-2-3-(2)-0 1 P329 「外国人留学生支援懇談会資料（チューター・指導教員）」 ◇支援の実施状況がわかる資料 ・資料3-2-3-(2)-0 1 P329-330 「外国人留学生支援懇談会資料」
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇整備状況がわかる資料 ・資料3-2-3-(3)-0 1 P331 「編入学生に対する事前学習（学科照会）」
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇編入学生を支援する取組がわかる資料 ・資料3-2-3-(4)-0 1 P332 「編入学生に対する自学自習課題」（学生課） ◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料

	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。） 行っていない。 ◇支援の実施状況がわかる資料
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☐整備している ☒整備していない	◇整備状況がわかる資料 過去に社会人学生が在籍したことがないこともあり、支援体制が整備されていると言うことはできない。
(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ☐行っている ☒行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。))がわかる資料 ◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。） ・（再掲）資料3-2-2-(1)-03 P300-306 「オフィスアワーズ一覧表」 ◇支援の実施状況がわかる資料 過去に社会人学生が在籍したことがないため、資料自体が存在しない。
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ☒整備している ☐整備していない	◇整備状況がわかる資料 ・資料3-2-3-(7)-01 P333 「鹿児島工業高等専門学校における発達障害者への教育上の配慮に関する規程」
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ☒行っている ☐行っていない	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料 ・資料3-2-3-(8)-01 P334 「発達障害学生についての情報交換会」 ◇支援の実施状況がわかる資料 ・資料3-2-3-(8)-02 P335 「発達障害学生への対応状況」機械工学科資料

(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条(第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。)に対応しているか。 ■対応している □対応していない		◇対応状況がわかる資料 ・(再掲) 資料3-2-3-(7)-01 P333 「鹿児島工業高等専門学校における発達障害者への教育上の配慮に関する規程」
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 □行っている ■行っていない		◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。 保護者・学生からの申し出があれば、その都度対応する。
観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。		
【留意点】なし。		
関係法令	(法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条	
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)		
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない		
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■学生相談室 ■保健センター ■相談員やカウンセラーの配置 ■ハラスメント等の相談体制 ■学生に対する相談の案内等 ■奨学金 ■授業料減免 □特待生 □緊急時の貸与等の制度 □その他		◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料(生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。) ・資料3-2-4-(1)-01 P336 「鹿児島工業高等専門学校学生委員会規則」 ・資料3-2-4-(1)-02 P337-340 「鹿児島工業高等専門学校学生心得」 ・(再掲) 資料3-2-2-(1)-04 P307 「学生何でも相談室規則」 ・(再掲) 資料3-2-2-(1)-05 P308 「学生何でも相談室クラス掲示資料例」 ・(再掲) 資料3-2-2-(1)-06 P309 「学生何でも相談室」学生便覧 ・資料3-2-4-(1)-03 P341-343 「鹿児島工業高等専門学校ハラスメントの防止等に関する規則」 ・資料3-2-4-(1)-04 P344 「ハラスメントに対する組織及び機構図」 ・資料3-2-4-(1)-05 P345-346 「奨学金について」 ・資料3-2-4-(1)-06 P347-349 「鹿児島工業高等専門学校入学料、授業料の免除及び入学

	料、授業料の徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する規程」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的に実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇各取組の実施状況がわかる資料 ・資料3-2-4-(2)-01 P350 「定期健康診断」 ・資料3-2-4-(2)-02 P351 「定期健康診断計画表」
(3) (2) 以外で、(1) の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 ■利用されている □利用されていない	◇相談実績（相談・対応例）、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料 ・資料3-2-4-(3)-01 P352 「何でも相談室報告」 ◇奨学金等の利用状況がわかる資料 ・資料3-2-4-(3)-02 P353 「奨学金実績表」
観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。	
【留意点】 ○ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。 ○ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。 ○ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 ・資料3-2-5-(1)-01 P354 「担任業務（教務の手引き）」 ・資料3-2-5-(1)-02 P355 「鹿児島県技術士会との連携協定」

(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 ☐進路指導用マニュアルの作成 ☐進路指導ガイダンスの実施 ☐進路指導室 ■進路先(企業)訪問 ■進学・就職に関する説明会 ■資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ■資格取得による単位修得の認定 ■外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 ☐その他	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料 ・資料3-2-5-(2)-01 P356 「共同教育実施計画(平成30年度全学科)」 ・資料3-2-5-(2)-02 P357 「進路希望調査票(機械工学科例)」 ・資料3-2-5-(2)-03 P358 「大学説明会」 ・資料3-2-5-(2)-04 P359 「企業説明会案内」 ・資料3-2-5-(2)-05 P360 「企業訪問実績表」 ・(再掲)資料3-2-2-(1)-08 P311-312 「試験資格取得に関する支援」シラバス ・(再掲)資料3-2-2-(1)-09 P313 「単位認定資格・検定等一覧(特別学修)」 ・資料3-2-5-(2)-06 P361 「鹿児島工業高等専門学校学生海外派遣事業助成に係る実施要項」 ・資料3-2-5-(2)-07 P362 「鹿児島工業高等専門学校学生海外派遣事業助成に係る基金規則」 ・資料3-2-5-(2)-08 P363 「鹿児島工業高等専門学校国際交流室規則」 ・資料3-2-5-(2)-09 P364 「海外教育機関との交流協定」 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(3) (2)の取組が機能しているか。 ■機能している ☐機能していない	◇それぞれの取組の(活用)実態がわかる資料 ・資料3-2-5-(3)-01 P365 「企業セミナー実績(パンフレット)」 ・資料 本校HP 「進学状況、就職状況」 本科：http://www.kagoshima-ct.ac.jp/after-graduation/graduate/ 専攻科：http://www.kagoshima-ct.ac.jp/after-graduation/alumni/ ・資料3-2-5-(3)-2 P366 「国際交流実績表」

観点 3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料 ・資料 3-2-6-(1)-0 1 P367 「鹿児島工業高等専門学校学生委員会規則」 ・資料 3-2-6-(1)-0 2 P368 「鹿児島工業高等専門学校学生会規約細則」 ・資料 3-2-6-(1)-0 3 P369 「クラブ・同好会指導教職員担当名簿」 ・資料 3-2-6-(1)-0 4 P370 「学外指導者計画表」 ・資料 3-2-6-(1)-0 5 P371 「部室の整備状況」 ・資料 3-2-6-(1)-0 6 P372-373 「クラブ活動中における緊急連絡体制マニュアル」
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料 ・資料 3-2-6-(2)-0 1 P374-376 「鹿児島工業高等専門学校危機管理規則」
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ☒ 機能している ☐ 機能していない	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料 ・資料 3-2-6-(3)-0 1 P377 「部活動実績」
観点 3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない ☐ 学生寮を整備していないので、該当しない（→この場合は、(1)以下の記入は不要）	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生寮を整備しているか。	◇整備状況がわかる資料

■整備している □整備していない	・資料3-2-7-(1)-01 P378 「学則 第11章第56条 及び 鹿児島工業高等専門学校学寮規則」 ・資料3-2-7-(1)-02 P379 「学寮（志学寮）」設備
(2) 生活の場として整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。） ・資料3-2-7-(2)-01 P380-386 「談話室・補食室・自習室等配置図」
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。） ・資料3-2-7-(3)-01 P387 「学寮日課時間」
(4) (2) (3)について、有効に機能しているか。 ■機能している □機能していない	◇入寮状況がわかる資料 ・資料3-2-7-(4)-01 P388 「入寮者数」 ◇勉学の場としての活用実績がわかる資料 ・（再掲）資料3-2-7-(2)-01 P380-386 「談話室・補食室・自習室等配置図」 ・資料3-2-7-(4)-02 P389 「学寮チュートリアル（案内）」 ・資料3-2-7-(4)-03 P390 「学寮チュートリアル（学生周知ポスター）」 ・資料3-2-7-(4)-04 P391 「1年生集合自習」
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇学生寮の管理規程等の資料 ・資料3-2-7-(5)-01 P392-394 「鹿児島工業高等専門学校学寮規則」 ・資料3-2-7-(5)-02 P395 「鹿児島工業高等専門学校寮務委員会規則」 ・資料3-2-7-(5)-03 P396 「鹿児島工業高等専門学校寮宿日直規則」
3-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	

該当なし

基準 3

優れた点
・学生の自学自習を助ける学習スペースやコミュニケーションスペースが確保されている点 ・実習工場を利用する上での安全に関する掲示や事前の安全講習会を実施するなど、教育現場の安全を確保するための方策をとっている点 ・情報セキュリティを含め、ICT 環境に関連する規則および設備の両面において整備されている点 ・図書館ホームページから蔵書検索が可能であり、電子ジャーナルやデータベースのオンライン検索サービスも充実させ、必要とする論文等の目次データやフルテキストにアクセスできる環境を整えている点 ・グローバル高専事業の拠点校として、海外の教育機関との国際交流協定を多数結んでおり、学生の海外研修や海外インターンシップを支援している点 ・学生何でも相談室を設置し、学生の様々な相談に対して対応している点 ・収容人数 500 名を越える規模の学生寮が、教職員の指導と学生による自主管理体制の下、教育寮として有効に機能している点
改善を要する点
なし

基準 4 財務基盤及び管理運営

評価の視点	
4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。	
観点 4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。	
【留意点】	
○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。	
関係法令	(設) 第 27 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 過去 5 年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇過去 5 年間の貸借対照表等の財務諸表 ・資料 4-1-1-(1)-0 1 P397-436 「貸借対照表」 ・資料 4-1-1-(1)-0 2 P 437-481 「損益計算書」 ◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料 ・資料 4-1-1-(1)-0 3 P 482-486 「長期未払金」 ◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料 ・資料 4-1-1-(1)-0 4 P 487-496 「臨時収益」 ・資料 4-1-1-(1)-0 5 P 497-509 「臨時損失」
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ☒ 保有している ☐ 保有していない	◇その内容を確認できる資料 ・資料 4-1-1-(2)-0 1 P510 「全体図」 ・資料 4-1-1-(2)-0 2 P 511 「キャンパス図」 ・資料 4-1-1-(2)-0 3 P 512

	「賞職員住宅跡地」 ・ <u>資料 4-1-1-(2)-0 4</u> P 513 「資産一覧表（土地）」 ・ <u>資料 4-1-1-(2)-0 5</u> P 514-529 「資産一覧表（建物）」
(3) 過去 5 年間に於いて運営費交付金、授業料、入学金、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 ■ 確保している □ 確保できない年があった	◇ 過去 5 年間の運営費交付金、授業料、入学金、検定料等の収入状況 ・ <u>資料 4-1-1-(3)-0 1</u> P 530 「決算報告書（収入の部）」 ◆ 確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。
(4) 過去 5 年間の収支状況において支出超過となっていないか。 □ 支出超過となっていない ■ 支出超過となった年があった	◇ 過去 5 年間の資金収支計算書及び消費収支計算書 ・ <u>資料 4-1-1-(4)-0 1</u> P 531-535 「決算報告書」 ◆ 支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。 本校単独では支出超過となっている年度も見受けられるが、この点に関しては高専機構全体で考える必要がある。機構全体では支出超過とはなっていないため、問題は生じていない。
観点 4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。	
【留意点】 なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する □ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 ■ 策定している □ 策定していない	◇ 収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等 ・ <u>資料 4-1-2-(1)-0 1</u> P536-537 「平成 30 年度予算配分・執行について」 ◇ 予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料 ・ <u>資料 4-1-2-(1)-0 2</u> P538-540

	「平成 30 年度鹿児島工業高等専門学校予算配分方針」 ・ <u>資料 4-1-2-(1)-0 3</u> P541-550 「平成 30 年度予算配分資料」
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 ■明示している □明示していない	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 ・（再掲） <u>資料 4-1-2-(1)-0 3</u> P541-550 「平成 30 年度予算配分資料」 ・ <u>資料 4-1-2-(2)-0 1</u> P551 「平成 30 年度第 2 回校務連絡会議事要旨」
観点 4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。	
【留意点】 ○ 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。 ○ 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。 ○ 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。	
関係法令	(設) 第 27 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。 ■行っている □行っていない	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績) ・ <u>資料 4-1-3-(1)-0 1</u> P552 「平成 29 年度決算及び平成 30 年度当初予算配分一覧表」 ・ <u>資料 4-1-3-(1)-0 2</u> P553 「平成 30 年度当初予算配分一覧表」 ・ <u>資料 4-1-3-(1)-0 3</u> P554 「平成 30 年度教育研究基盤経費（教員研究費）の配分表」 ・ <u>資料 4-1-3-(1)-0 4</u> P555-556 「平成 30 年度予算執行状況」 ◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料 ・ <u>資料 4-1-3-(1)-0 5</u> P557 「平成 30 年度校長裁量経費執行計画表」 ・ <u>資料 4-1-3-(1)-0 6</u> P558-560

	「平成 30 年校長等裁量経費決算報告書」 ◇予算関連規程等 ・資料 4-1-3-(1)-0 7 P561-562 「独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則」 ・資料 4-1-3-(1)-0 8 P563 「鹿児島工業高等専門学校運営会議規則」 ◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等） ・資料 4-1-3-(1)-0 9 P564 「平成 30 年度第 2 回運営会議議事要旨」 ◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。） ・資料 4-1-3-(1)-10 P565 「平成 31 年度設備整備マスタープラン要求順位」
(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。 ■整合性がある □整合性がない	◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。 資料 4-1-3-(1)-0 1 (P552) にある通り、前年度の実績と総予算の変化を基に、予算配分案を決定する。その結果を運営会議で審議（資料 4-1-3-(1)-0 9 P564）の上、予算配分を確定させる。
(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。 ■明示している □明示していない	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料 ・（再掲）資料 4-1-2-(1)-0 3 P541-550 「平成 30 年度予算配分資料」 ・（再掲）資料 4-1-2-(2)-0 1 P551 「平成 30 年度第 2 回校務連絡会議事要旨」
観点 4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。	
【留意点】 ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。	
関係法令	独立行政法人通則法第 38 条、第 39 条 私立学校法第 47 条 私立学校振興助成法第 14 条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第 12 条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第 37 条第 3 項 私立学校振興助成法第 14 条第 3 項 地方自治法第 199 条 その他会計監査等に関する各種法令等

観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。 ☒ 作成・公表している ☐ 作成・公表していない	◇作成・公表状況がわかる資料 ・ <u>資料 4-1-4-(1)-0 1</u> P566-567 「国立高等専門学校機構ウェブページ」 (http://www.kosen-k.go.jp/about/release/) ・ <u>資料 4-1-4-(1)-0 2</u> P568-569 「平成 29 年度財務諸表（表紙・目次）」 ・ <u>資料 4-1-4-(1)-0 3</u> P570-571 「平成 29 年度決算報告書」
(2) 財務に係る監査等を実施しているか。 ☒ 実施している ☐ 実施していない	◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。） ・ <u>資料 4-1-4-(2)-0 1</u> P572 「独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則」 ・ <u>資料 4-1-4-(2)-0 2</u> P573 「独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則」 ・ <u>資料 4-1-4-(2)-0 3</u> P574-575 「独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費不正防止計画」 ・ <u>資料 4-1-4-(2)-0 4</u> P576-577 「公的研究費に関する内部監査マニュアル」 ・ <u>資料 4-1-4-(2)-0 5</u> P578 「公的研究費に関する内部監査マニュアル様式リスト」 ・ <u>資料 4-1-4-(2)-0 6</u> P579-580 「高専相互会計内部監査マニュアル」 ・ <u>資料 4-1-4-(2)-0 7</u> P581 「平成 30 年度高専相互会計内部監査重点監査作業概要」 ・ <u>資料 4-1-4-(2)-0 8</u> P582 「鹿児島工業高等専門学校校内監査規程」 ◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書 ・ <u>資料 4-1-4-(2)-0 9</u> P583 「平成 30 年度公的研究費監査報告書」 ・ <u>資料 4-1-4-(2)-10</u> P584 「平成 30 年度高専相互会計内部監査の実施通知」

	・資料 4-1-4-(2)-11 P585 「平成 30 年度高専相互会計内部監査報告書」 ・資料 4-1-4-(2)-12 P586-587 「監事監査通知」 ・資料 4-1-4-(2)-13 P588-590 「監事監査・内部監査結果概要」
4-1 特記事項	この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。
該当なし	
評価の視点	
4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。	
観点 4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。	
【留意点】 ☐ 観点 2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ☐ 組織図については、観点 2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ☐ 議事録又は議事要旨等については、過去 1 年分提示すること。 ☐ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。	
関係法令	(法)第 120 条第 3 項 (施)第 175 条 (設)第 10 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料 ・資料 4-2-1-(1)-0 1 P591 「鹿児島工業高等専門学校規則集」 http://www1.kagoshima-ct.ac.jp/~kikaku/kisoku/
(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等） ・資料 4-2-1-(2)-0 1 P592-595 「会議・委員会等での主な審議事項」 ・資料 4-2-1-(2)-0 2 P596 「委員会等組織図」

(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■なっている □なっていない	◇役割分担がわかる資料 ・資料4-2-1-(3)-01 P597 「鹿児島工業高等専門学校学則 第10条」 ・資料4-2-1-(3)-02 P597 「鹿児島工業高等専門学校教員内部組織規程 第2条、第3条」 ・資料4-2-1-(3)-03 P598 「鹿児島工業高等専門学校運営会議規則 第2条、第3条、第4条」
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇規程等、整備状況がわかる資料 ・資料4-2-1-(4)-01 P599-605 「鹿児島工業高等専門学校事務組織及び事務分掌規程」
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料 ・資料4-2-1-(5)-01 P606 「鹿児島工業高等専門学校校務連絡会規則」
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事要旨等。） ・資料4-2-1-(6)-01 P607-645 「平成30年度校務連絡会議事要旨（10回分）」
観点4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇規程等、整備状況がわかる資料 ・資料4-2-2-(1)-01 P646-648 「鹿児島工業高等専門学校危機管理規則」
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇危機管理マニュアル等の資料 資料4-2-2-(2)-01 P649-651 「・鹿児島工業高等専門学校危機管理マニュアル（表紙・目次）」

(3) (1) (2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料 ・資料4-2-2-(3)-01 P652 「平成30年度消防訓練の実施について」 ・資料4-2-2-(3)-02 P653 「平成30年度消防訓練実施要領」
観点4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。	
【留意点】 ○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料 ・資料4-2-3-(1)-01 P654 「中堅、若手教員の研究力向上を目指した研究発表会案内」 ・資料4-2-3-(1)-02 P655-656 「研究力向上と科研費獲得のための研究発表会スケジュール」 ・資料4-2-3-(1)-03 P657-676 「外部資金一覧（校務連絡会資料のまとめ）」
(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。 ■整備されている □整備されていない	◇管理体制がわかる資料（規程等） ・資料4-2-3-(2)-01 P677 「鹿児島工業高等専門学校における外部資金等に係る間接経費の取扱要項」 ・資料4-2-3-(2)-02 P678 「鹿児島工業高等専門学校科学研究費補助金取扱要項」 ・資料4-2-3-(2)-03 P679 「鹿児島工業高等専門学校謝金取扱要領」
観点4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。	
【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。	

○ 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。 ○ 財務的資源については、観点4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。 ○ 提示する資料の例としては、次のものを想定している。(全ての取組を求めているものではない。) ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料(協定等を含む。) ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料 ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料 ・ 地域にある教育設備(図書館、博物館等。)、体育施設の利用及び支援がわかる資料 ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料	
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■活用している □活用していない	◇活用状況がわかる資料 ・ <u>資料4-2-4-(1)-01</u> P680 「鹿児島県技術士会と鹿児島工業高等専門学校の連携協力に関する協定書」 ・ <u>資料4-2-4-(1)-02</u> P681 「平成30年度鹿児島高専2年生「キャリア教育」講師一覧」 ・ <u>資料4-2-4-(1)-03</u> P682-683 「学生・教員の海外派遣」 ・ <u>資料4-2-4-(1)-04</u> P684 「OB・OGの活用 鹿児島高専COC+」
観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組(スタッフ・ディベロップメント)が組織的に行われているか。	
【留意点】 ○ ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント(以下「SD」という。)への取組を分析すること。 ○ SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修(管理運営等の研修)のことをいう。	
関係法令	(設)第10条の2
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) S D等を実施しているか。 ■実施している □実施していない	◇規程等の資料 ◇実施状況（参加状況等）がわかる資料 ・（再掲）資料 2－4－3－(1)－0 1 P218-221 「教職員集会資料（一例）」 ・（再掲）資料 2－4－3－(1)－0 2 P222 「教職員集会参加者数（平成 30 年度）」 ・資料 4－2－5－(1)－0 1 P685 「教職員の研修への参加」 本校では定期的に教職員集会を開催し、担当副校長等がテーマを絞り情報共有している。なお、独自の管理職研修は現状では実施されていないが、高専機構等が主催する研修会に毎年積極的に参加している（資料 4－2－5－(1)－0 1）。
4－2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点	
4－3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。	
観点 4－3－① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。	
【留意点】 ○ 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。	
関係法令	（施）第 172 条の 2、（施）第 165 条の 2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22 文科高第 236 号平成 22 年 6 月 16 日
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針 ■教育研究上の基本組織 ■教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び	◇刊行物の該当箇所がわかる資料 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針 平成 30 年度学校要覧 P3-5 教育研究上の基本組織

業績 ■入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ■授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ■学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たったの基準 ■校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ■授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ■高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	平成 30 年度学校要覧 P7-8 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位 平成 30 年度学校要覧 P8-20 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 平成 30 年度学校要覧 P37-40 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 平成 30 年度学校要覧 P321-26, P32-36 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たったの基準 2019 年度学生便覧 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 平成 30 年度学校要覧 P 53-54 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 2019 年度学生便覧 P79 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 2019 年度学生便覧 P 82-83 平成 30 年度学校要覧 P 41 2019 年度学生便覧 P 89-90 ◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表 本校ホームページ 「教育情報の公開」 http://www.kagoshima-ct.ac.jp/edu-info/
(2) 特に、高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針について、学校内の構成員への周知を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇周知状況がわかる資料 資料 4－3－1－(2)－0 1 P686 「平成 31 年度第 1 回教職員集会資料」
4－3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や	

特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。
該当なし

基準 4

優れた点
・教育研究活動に対する適切な資源配分のため、基盤的経費の充実を図るとともに、重点配分経費として校長裁量経費を確保している点 ・監査を通じて会計業務を改善し、会計業務を適性かつ効率的に推進している点
改善を要する点
・本校独自の管理職研修を企画・実施するための体制を整備する必要がある点

基準 5 準学士課程の教育課程・教育方法

評価の視点	
5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。	
観点 5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	
【留意点】	
○ 観点 1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。	
関係法令	（設）第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 17 条の 2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 ☒ 配置している ☐ 配置していない	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料 ・資料 5-1-1-(1)-0 1 P687-699 「教育課程表」 ・資料 5-1-1-(1)-0 2 P700-712 「学習教育目標の達成度評価対象科目表」
(2) 一般教育の充実に配慮しているか。 ☒ 配慮している ☐ 配慮していない	◇配慮していることがわかる資料 ・資料 5-1-1-(2)-0 1 P713 「一般教育科の人材育成に関する方針及び特色」 ・資料 5-1-1-(2)-0 2 P714 「教育課程表一般教育科」
(3) 進級に関する規定を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料 ・資料 5-1-1-(3)-0 1 P715 「学則_第 28-33 条_各学年の課程の修了又は卒業の要件」 ・資料 5-1-1-(3)-0 2 P716 「学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則」
(4) 1 年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35 週確保しているか。 ☒ 確保している ☐ 確保していない	◇35 週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。） ・資料 5-1-1-(4)-0 1 P717-719 「2019 年度行事予定表」
(5) 特別活動を 90 単位時間以上実施しているか。 ☒ 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。） ・資料 5-1-1-(5)-0 1 P720-722

☐ 実施していない	「平成 30 年度特別活動予定表」
観点 5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。	
【留意点】 ☐ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。 ☐ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。	
関係法令	(設)第 19 条、第 20 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☐ 他学科の授業科目の履修を認定 ☒ インターンシップによる単位認定 ☒ 正規の教育課程に関わる補充教育の実施 ☒ 専攻科課程教育との連携 ☒ 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 ☒ 資格取得に関する教育 ☒ 他の高等教育機関との単位互換制度 ☒ 個別の授業科目内での工夫 ☒ 最先端の技術に関する教育 ☐ その他	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料 ☐ インターンシップによる単位認定 ・資料 5-1-2-(1)-0 1 P723 「学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則の運用内規(工場実習)」 ・資料 5-1-2-(1)-0 2 P724 「工場実習シラバス 機械工学科」 ・資料 5-1-2-(1)-0 3 P725 「工場実習シラバス 電気電子工学科」 ・資料 5-1-2-(1)-0 4 P726 「工場実習シラバス 電子制御工学科」 ・資料 5-1-2-(1)-0 5 P727 「工場実習シラバス 情報工学科」 ・資料 5-1-2-(1)-0 6 P728 「工場実習シラバス 都市環境デザイン工学科」 ☐ 正規の教育課程に関わる補充教育の実施 ・資料 5-1-2-(1)-0 7 P729 「鹿児島県技術士会と連携協力に関する協定書」 ・資料 5-1-2-(1)-0 8 P730 「平成 30 年度_キャリア教育(2 年生) 実施」 ・資料 5-1-2-(1)-0 9 P731 「キャリア教育と FD 研修会について（平成 30 年度高専だより）」 ・資料 5-1-2-(1)-10 P732

	「技術士会との連携による共同教育（平成 29 年度高専だより）」 ○専攻科課程教育との連携 観点 8－1－②を参照。 ○外国語の基礎能力 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－11</u> P733 「e-learning 教材の導入」 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－12</u> P734-735 「スウェーデン学生との授業内での交流」 ○資格取得に関する教育 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－13</u> P736-744 「教育課程修了後の資格一覧（抄）」 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－14</u> P745-746 「シラバス工学演習」 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－15</u> P747 「都市環境デザイン工学科学学生技術士第一次試験 過去最高の合格者数を達成（本校 HP）」 ○他の高等教育機関との単位互換制度 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－16</u> P748 「学則_第 31・32 条_高等機関との単位互換」 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－17</u> P749-751 「九州沖縄地区 9 高専単位互換協定書（写）」 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－18</u> P752 「鹿児島県内大学間授業交流（単位互換）協定書（写）」 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－19</u> P753 「鹿児島県内大学間授業交流（単位互換）本校学生の受講申込者数(平成 28-30 年度)」 ○個別の授業科目内での工夫 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－20</u> P754-755 「授業力アップアクティビティ案内」 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－21</u> P756-757 「授業力アップアクティビティシート_活用例」 ○最先端の技術に関する教育 ・ <u>資料 5－1－2－(1)－22</u> P758-759 「創造実習シラバス_機械工学科」
--	---

	・資料 5-1-2-(1)-23 P759 「機械工学科の実習 3D プリンター資料（教務委員会）」 ・資料 5-1-2-(1)-24 P760 「最先端 ICT 施工見学(都市環境デザイン工学科)」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。 ■適切に取り扱っている □適切に取り扱っていない □単位互換制度を設けていないので、該当しない	◇単位互換制度の内容がわかる資料 ・(再掲) 資料 5-1-2-(1)-16 P748 「学則_第 31-32 条_高等機関との単位互換」
観点 5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。	
【留意点】 ○ 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL 型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 ○ 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。 ○ 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。 (注) PBL とは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。 Problem-based Learning 又は Project-based Learning の略。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL 型の授業や創造型の演習の実施等） ・資料 5-1-3-(1)-01 P761 「PBL 型の授業・創造型の演習科目の学科別・学年別一覧」 ◇実施状況がわかる資料 ・資料 5-1-3-(1)-02 P762 -763 「システム工学 シラバス(機械工学科)」 ・資料 5-1-3-(1)-03 P764-765 「創造実習Ⅱ シラバス(電気電子工学科)」

	・資料 5-1-3-(1)-04 P766-767 「創造設計Ⅱシラバス(電子制御工学科)」 ・資料 5-1-3-(1)-05 P768-769 「システム設計学シラバス(情報工学科)」 ・資料 5-1-3-(1)-06 P770-771 「景観設計シラバス(都市環境デザイン工学科)」 ◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 ・資料 5-1-3-(1)-07 P772 「もの・クリ CHALLENGE2018 入賞(機械工学科)」 ・資料 5-1-3-(1)-08 P773 「もの・クリ CHALLENGE2018 要項」 ・資料 5-1-3-(1)-09 P774 「第 2 回かぎん未来創造プランコンテスト入賞(機械工学科)」 ・資料 5-1-3-(1)-10 P775 「第 2 回かぎん未来創造プランコンテスト要項」 ・資料 5-1-3-(1)-11 P776 「鹿児島建設新聞における「景観設計」記事(都市環境デザイン工学科)」 ・資料 5-1-3-(1)-12 P777-780 「景観設計製作物例(教務委員会)」 学外の企業・団体が主催する創作コンクール等において本校学生の取り組みが表彰され(資料 5-2-3-07 P772、資料 5-1-3-09 P774)、新聞等でも取り上げられている(資料 5-1-3-(1)-11 P776)。
(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料(インターンシップの実施等。) ・(再掲) 資料 5-1-3-(1)-01 P761 「PBL 型の授業・創造型の演習科目の学科別・学年別一覧」 ・(再掲) 資料 5-1-3-(1)-02 P762-763 「システム工学 シラバス(機械工学科)」 ・(再掲) 資料 5-1-3-(1)-03 P764-765 「創造実習Ⅱ シラバス(電気電子工学科)」 ・(再掲) 資料 5-1-3-(1)-04 P766-767 「創造設計Ⅱシラバス(電子制御工学科)」 ・(再掲) 資料 5-1-3-(1)-05 P768-769

	「システム設計学シラバス(情報工学科)」 ・(再掲) <u>資料5-1-3-(1)-06</u> P770-771 「景観設計シラバス(都市環境デザイン工学科)」 ◇実施状況がわかる資料 ・<u>資料5-1-3-(2)-01</u> P781-782 「インターンシップ実施要綱(本科学学生用)」 ・<u>資料5-1-3-(2)-02</u> P783-786 「インターンシップ事前研修資料(本冊)」 ・<u>資料5-1-3-(2)-03</u> P787-790 「インターンシップ事前研修資料(電話メールマナー・履歴書記入例)」 ・<u>資料5-1-3-(2)-04</u> P791 「インターンシップ参加者の概要」 ◆工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。 ・資料5-1-3-(2)-05 「インターンシップ評価・報告書」: 現地閲覧資料 本校では4年次の科目「工場実習」を設け、学生に対してインターンシップ参加を強く推奨している。参加目的を明確にするため、事前研修にも力を入れている(資料5-1-3-(2)-01、5-1-3-(2)-02、5-1-3-(2)-02)。資料5-1-3-(2)-04に見られるように、近年の参加者数は増加している。さらにインターンシップに参加した学生の報告書からは、初めての経験・未知への遭遇・イメージと現実の相違など様々なことを感じていることなど学修の成果を窺うことができる。インターンシップ先企業から学生が高い評価を受けることもしばしば見られ、「工場実習」は学生が社会に出て活躍するための貴重な経験となっていると評価している。
5-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
全ての学科において、PBL形式の実習科目を配置している。これらの科目では、学生は自ら調査・学習を行い、最終的にはチームとして一つの製作・設計物を作り上げていく。製作・設計の過程、製作物の程度、ならびに書面上の報告書や発表プレゼンテーションを評価の一部に取り込んでおり、学生にはそれらの評価ポイントを意識させることで、発案段階から成果の発表まで意欲的に取り組むように指導している。	
評価の視点	

5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。	
観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設)第17条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ☒ 採用されている ☐ 採用されていない	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料 ・資料5-2-1-(1)-01 P792-793 「本科学習教育目標に対する講義、演習、実験・実習の割合」 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 本校では、学習・教育目標を達成させるため、教育課程の中に進級段階に応じた適切な科目を配置している。それらの授業形態に関しても、講義、演習ならびに実験・実習形式の科目が機能的に結びつくように配慮している。さらに、一部の科目については、学内の計算機や情報通信端末等を積極的に利用し、設計・シミュレーションならびにPBL形式の実習・演習の比重を特に高めた教育を行っている。
(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。） ☒ 教材の工夫 ☐ 少人数教育 ☒ 対話・討論型授業 ☒ フィールド型授業 ☒ 情報機器の活用 ☒ 基礎学力不足の学生に対する配慮 ☒ 一般科目と専門科目との連携 ☐ その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料 ○教材の工夫 ・資料5-2-1-(2)-01 P794-797 「英語教材開発 1 ICT 支援学習システム開発」 ・資料5-2-1-(2)-02 P798-800 「英語教材開発 2 ICT 支援学習システム開発」 ○対話・討論型授業 ・資料5-2-1-(2)-03 P801-802 「システム工学シラバス(機械工学科)」 ・資料5-2-1-(2)-04 P803-804 「創造実習Ⅱシラバス(電気電子工学科)」 ○フィールド型授業

	・資料 5-2-1-(2)-05 P805 「景観設計_現場視察及び現場踏査(都市環境デザイン工学科)」 ○情報機器の活用 ・資料 5-2-1-(2)-06 P806-811 「Moodle の活用とアクティブラーニングの推進」 ・資料 5-2-1-(2)-07 P812 「Moodle 科目リストの一例」 ・資料 5-2-1-(2)-08 P813 「Moodle 活用例 (プログラミング演習)」 ○基礎学力不足の学生に対する配慮 ・資料 5-2-1-(2)-09 P814-815 「1、2年生数学補習概要」 ・資料 5-2-1-(2)-10 P816 「1、2年数学補習-1」 ・資料 5-2-1-(2)-11 P817 「1、2年数学補習-2」 ○一般科目と専門科目との連携 ・資料 5-2-1-(2)-12 P818-819 「低年次における数学定着を目的とした連携(専門科と数学科の連携)」 ・資料 5-2-1-(2)-13 P820 「高年次における発展的な物理学の修得を目的とした連携(専門科と物理科の連携)」 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設)第 17 条、第 17 条の 3
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄

(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■授業科目名 ■単位数 ■授業形態 ■対象学年 ■担当教員名 ■教育目標等との関係 ■達成目標 ■教育方法 ■教育内容（1 授業時間ごとに記載） ■成績評価方法・基準 ■事前に行う準備学習 ■高等専門学校設置基準第 17 条第 3 項の規定に基づく授業科目か、4 項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ■教科書・参考文献 □その他	◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料 Web シラバスへの移行したため、現在のところ本校独自のシラバス作成要領はない。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。 ・資料 5-2-2-(1)-0 1 P821-822 「ルーブリック表の作成について」 ・資料 5-2-2-(1)-0 2 P823-824 「シラバス 1（電磁気学Ⅳ，学修単位 1）」 ・資料 5-2-2-(1)-0 3 P825 「シラバス 2（機械設計法Ⅱ，学修単位 2）」
(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。 ■改善を行っている □改善を行っていない	◇活用状況がわかる資料 ・資料 5-2-2-(2)-0 1 P826-829 「シラバスの目的と利用法」 ・資料 5-2-2-(2)-0 2 P830 「ポートフォリオに関するお願いとお知らせ」 ・資料 5-2-2-(2)-0 3 P831-833 「概要版_シラバス活用状況についてのアンケート結果」 ・資料 5-2-2-(2)-0 4 P834-836 「委細版_シラバス活用状況についてのアンケート結果」 ・資料 5-2-2-(2)-0 5 P837 「シラバス活用状況に関するアンケート結果のフィードバック状況」 ◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。 ・年度当初、教務主事は学生に対してシラバスの目的と利用法を提示し、シラバスとルーブリックの積極的な活用を促している。具体的な利用法については、個々の授業の中で教員が行っている。年度末、教務主事は授業評価アンケートと併せて学生のシラバス活用状況を学生に対してアンケート調査し、学生のシラバス活用状況を測定してい

	る。その結果は、個々の教員に対して科目別にフィードバックされ、次年度以降の各教員の取り組みに反映されている。
(3) 設置基準第 17 条第 3 項の 30 単位時間授業では 1 単位当たり 30 時間を確保しているか。 ■確保している □確保していない	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。） ・資料 5-2-2-(3)-0 1 P838-840 「平成 30 年度行事予定表」 ・資料 5-2-2-(3)-0 2 P841-845 「平成 30 年度前期時間割（本科）」 ・資料 5-2-2-(3)-0 3 P846-850 「平成 30 年度後期時間割（本科）」
(4) (3) の 30 単位時間授業では、1 単位時間を 50 分としているか。 □ 1 単位時間＝50 分で規定・運用 ■ 1 単位時間＝50 分で規定、45 分で運用	◆ 1 単位時間を 50 分以外で運用している場合は、標準 50 分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。 ・資料 5-2-2-(4)-0 1 P851 「Moodle 科目リストの一例」 本校では、高専機構 教育・FD 委員会が示した「単位時間及び学修単位制導入の取り扱いについての基本的な考え方」をベースに、1 単位時間を 45 分とし、2 単位分を連続した 90 分授業を標準として運用している。2 単位時間連続授業とすることで、授業開始から本題への導入（出席確認や前回授業の復習等）に要する時間を短縮するほか、全教室に設置されたプロジェクターを用いるなどして、板書の時間を減らし、授業内容の工夫がなされている。また、“Moodle”の活用も推進することで、印刷物の配布に要する時間を短縮している科目も増えつつある。これらの取り組みによって、1 単位時間標準 50 分と同程度の水準が確保できていると判断する。
(5) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1 単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて 45 時間であることを明示しているか。 ■明示している □明示していない	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料 ・Web シラバス URL https://syllabus.kosen-k.go.jp/Pages/PublicDepartments?school_id=50 ・資料 5-2-2-(5)-0 1 P852 「応用設計シラバス（機械工学科）」 ・資料 5-2-2-(5)-0 2 P853 「構造力学 II シラバス（都市環境デザイン工学科）」 ・資料 5-2-2-(5)-0 3 P854 「電磁気学 IV シラバス（電気電子工学科）」

(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■授業外学習の必要性の周知 □事前学習の徹底 □事後展開学習の徹底 □授業外学習の時間の把握 □その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料 ・資料5-2-2-(6)-01 P855 「学生便覧_履修案内_学修単位について」 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
5-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点 5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	
観点5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(設)第17条の3
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■策定している □策定していない	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所 ・資料5-3-1-(1)-01 P856-858 「学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則」 ・資料5-3-1-(1)-02 P859-863 「学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則の運用内規」
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■行っている □行っていない	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料 ・資料5-3-1-(2)-01 P864-866 「平成30年度前学期末成績会議議事要旨」 ・資料5-3-1-(2)-02 P867-868 「平成30年度進級判定会議議事要旨」

(3) 1 単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて 45 時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	◇学校として把握していることがわかる資料 ・資料 5-3-1-(3)-0 1 P869 「授業評価アンケート項目」 授業評価アンケートの項目（資料 5-3-1-(3)-0 1 P869）の中に、予習・復習（設問 7）、課題・レポート（設問 8）に割いた、授業 1 回あたりの時間に関する項目を入れている。これらの結果から、1 回あたりの平均的な自学自修時間は 80 分程度であるというあたりまでは類推することができる。
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■周知している □周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 ・本校 Web シラバス URL http://www.kagoshima-ct.ac.jp/syllabus-2019/ ・資料 5-3-1-(4)-0 1 P870-871 「学生便覧 学習案内」
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	◇認知状況がわかる資料 ・資料 5-3-1-(5)-0 1 P872-874 「概要版_進級・卒業要件の認知状況についてのアンケート結果」 ・資料 5-3-1-(5)-0 2 P875-876 「委細版_進級・卒業要件の認知状況についてのアンケート結果」
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■定めている □定めていない	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料 ・資料 5-3-1-(6)-0 1 P877 「再試験・追試験(学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則)」 ・資料 5-3-1-(6)-0 2 P878 「再試験・追試験(学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則の運用内規)」
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ある □ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料 ・資料 5-3-1-(7)-0 1 P879-880 「出欠の取扱に関する要領」 ・資料 5-3-1-(7)-0 2 P881 「平成 30 年度第 19 回教務委員会議事要旨」

	・資料 5-3-1-(7)-03 P882-883 「平成 30 年度答案返却・解説の日程」
(8) 成績評価等の客観性・厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 ☐ G P A の進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 ・資料 5-3-1-(8)-01 P884 「成績資料保管のお願い」 ・資料 5-3-1-(8)-02 P885-886 「成績資料保管要項」 ・(再掲) 資料 5-3-1-(7)-02 P881 「平成 30 年度第 19 回教務委員会議事要旨」 ・(再掲) 資料 5-3-1-(7)-03 P882-883 「平成 30 年度答案返却・解説の日程」 本校では、成績資料の保管、ならびに学生への答案返却、模範解答や採点基準の提示を行うことを、常勤・非常勤問わず義務化している。答案返却・解説期間は、ね前学期末試験および後学期末試験の後のそれぞれ 1 週間(合計約 2 週間)であり、これらの期間の授業はいずれも、設置基準の定める授業時間に含まれる(シラバスに記載)。学生は答案返却・解説期間を受けた上で、試験成績等に疑義がある場合はこの期間に異議申し立てを行うことができる。これらのことより、厳格性を成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保されているものと考えられる。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
観点 5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法)第 117 条 (設) 第 17 条第 3~6 項、第 17 条の 2、第 17 条の 3、第 18 条、第 19 条、第 20 条
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学則等に、修業年限を 5 年(商船に関する学科は 5 年	◇学則等の該当箇所がわかる資料

6月。)と定めているか。 ■定めている □定めていない	・資料5-3-2-(1)-01 P887 「学則_第3条_修業年限」
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■定めている □定めていない	◇定めている該当規程や卒業認定基準 ・資料5-3-2-(2)-01 P888-889 「ディプロマ・ポリシーに基づく卒業認定」
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■認定している □認定していない	◇関係する委員会等の会議資料 ・資料5-3-2-(3)-01 P890 「平成29年度卒業判定会議議事要旨」
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■周知している □周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 ・資料5-3-2-(4)-01 P891 「課程修了の要件・卒業の条件・留年」
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■把握している □把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 ・（再掲）資料5-3-1-(5)-01 P872-874 「概要版_進級・卒業要件の認知状況についてのアンケート結果」 ・（再掲）資料5-3-1-(5)-02 P875-876 「委細版_進級・卒業要件の認知状況についてのアンケート結果」
5-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準5

優れた点 ・定期試験等の試料を保管し、答案返却、解説を学生に対して行うことを常勤・非常勤問わず義務化している点 ・効率化の一環として Moodle の活用を推進しており、これを取り入れた授業科目も増えつつある点
改善を要する点 ・学生に対して、シラバスとルーブリックの積極的な活用をさらに促すとともに、その効果を評価するための分析体制を整備する必要がある点

基準 6 準学士課程の学生の受入れ

評価の視点	
6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。	
観点 6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	
【留意点】	
○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。	
関係法令	(設)第3条の2
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。 ☒ なっている ☐ なっていない	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料 ・資料 6-1-1-(1)-0 1 P892-901 「平成 31 年度入学生募集要項」 ・資料 6-1-1-(1)-0 2 P902-906 「平成 31 年度編入学生募集要項」
観点 6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇検証する体制に関する資料 ・資料 6-1-2-(1)-0 1 P907-908 「入学試験委員会規則」 ◇改善に役立てる体制に関する資料 ・資料 6-1-2-(1)-0 2 P909 「教務委員会規則」
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。	◇検証を行っていることがわかる資料 ・資料 6-1-2-(1)-0 3 P910 「平成 28 年度第 10 回入試委員会議事要旨」

☒ 行っている ☐ 行っていない	・資料 6-1-2-(1)-04 P911 「平成 28 年第 2 回入試委員会資料_資料 1」 ・資料 6-1-2-(1)-05 P912 「平成 30 年第 2 回入試委員会議事要旨」 ・資料 6-1-2-(1)-06 P913-914 「平成 30 年第 2 回入試委員会資料_資料 3」
(3) (2) の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ☒ 改善に役立てている ☐ 改善に役立てていない	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 在学者の成績状況について教務委員会にて検討を行った結果を受けて、入学試験委員会にて選抜基準の変更を検討した。具体的には平成 29 年度より学力検査においても面接を実施し（資料 6-1-2-(1)-03 P910、資料 6-1-2-(1)-04 P911）、アドミッション・ポリシーにある「コミュニケーション能力」を確認する体制とした。また、平成 31 年度の推薦選抜検査において出願基準の見直しを行い、定員の増加と出願基準の緩和を行った（資料 6-1-2-(1)-05 P912、資料 6-1-2-(1)-06 P913-914）。
観点 6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	
【留意点】 ○ (2) の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会に対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。 ○ (3) の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。	
関係法令	(設) 第 4 条の 2、第 5 条第 2 項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成 15 年 3 月 31 日文科科学省告示第 45 号）
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生定員を学科ごとに 1 学級当たり 40 人を標準として、学則で定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇学則の該当箇所 ・資料 6-1-3-(1)-01 P915 「学科、学級数及び入学定員」

(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 ・資料6-1-3-(2)-01 P916 「運営会議規則」 ・資料6-1-3-(2)-02 P917 「入学試験委員会規則」
(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ■適正である □超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表
(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 □行っている □行っていない ■過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。
6-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準6

優れた点
・入学者選抜試験出願基準および入学者選抜基準について、学内で定期的に見直しを行い、必要に応じて変更している点 ・大幅に超過・不足することなく、適正な数の入学生を確保できている点
改善を要する点

基準 7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点	
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。	
観点 7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】	
○ 学生の成績（卒業時の GPA 値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 ・資料 7-1-1-(1)-0 1 P918 「鹿児島工業高等専門学校学業成績の評価並びに課程修了の認定等に関する規則」 ・資料 7-1-1-(1)-0 2 P919 「鹿児島工業高等専門学校教育プログラム点検会議規程」
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■把握・評価している □把握・評価していない	・資料 7-1-1-(1)-0 3 P920 「鹿児島工業高等専門学校教務委員会規則」 ◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	・資料 7-1-1-(1)-0 4 P921 「平成 29 年度卒業判定会議議事要旨」 ◇把握・評価の実施状況がわかる資料 ・（再掲）資料 7-1-1-(1)-0 4 P921 「平成 29 年度卒業判定会議議事要旨」 ◆左記 (2) 及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 ・ディプロマ・ポリシーについては、教務委員会にて適宜見直しを行い、必要に応じて変更を行っている。 ・当年度卒業予定の学生の個々の単位修得状況等について卒業判定会議において厳格に評価し、卒業要件をすべて満たしている場合に限り、卒業を認定している（資料 7-1-1-(1)-0 4 P921）。本校の教育課程と卒業要件は、学習・教育到達目標と結びつけて設定されている。したがって必然的に、卒業要件を満たした学生の全員が学習・教育到達目標を満足している。

観点 7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点 7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点 7-1-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点 1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 明確な体制の整備にまでは至っていないが、以下に示すアンケート等を実施し、学習・教育の成果を把握・評価すること自体は可能である。 ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	・資料 7-1-2-(2)-0 1 P922-923 「概要版_在学中の学習・教育の成果の自己認識についてのアンケート結果」 ・資料 7-1-2-(2)-0 2 P924-925 「委細版_在学中の学習・教育の成果の自己認識についてのアンケート結果」
(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後 5 年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	・資料 7-1-2-(3)-0 1 P926-939 「既卒業生へのアンケート結果」 ・資料 7-1-2-(4)-0 1 P940-949 「既卒業生に関する企業へのアンケート結果」
(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ☒ 行っている ☐ 行っていない	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 ・資料 7-1-2-(5)-0 1 「平成 30 年度外部評価委員会議事録」 現地閲覧資料
(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない	◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 在校生に対しては、自身が在学中の学習・教育の成果の自己認識についてアンケートを行い、結果を各学科にフィードバックしている（資料 7-1-2-(2)-0 1 P922-923、資料 7-1-2-(2)-0 2 P924-925）。特に英語能力に対する教育成果が低いと感じる学生の割合がやや高いものの、その他の項目については、学習・教育

	到達目標に達していると自己評価している。 ・学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生に対し書面による意見聴取を行っている（資料 7-1-2-(3)-01 P926-939）。学習・教育到達目標に掲げられた項目に対し、専門知識をはじめとして概ね満足な水準に達しているとの評価結果が認めらる。在校生と同様、外国語に対する教育成果が低いと感じている割合がやや高い。 ・卒業生の進路先企業に対し、書面による意見聴取を行っている（資料 7-1-2-(4)-01 P940-949）。本校の学習・教育到達目標について概ね妥当であるとの評価や、今後も本校の採用枠を設けたいと感じている企業が多数あることが確認できる。
観点 7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。	
【留意点】なし。	
関係法令	(法)第 122 条 (施)第 178 条
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	◇【別紙様式】卒業生進路実績表
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■なっている □なっていない	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 準学士課程の卒業生進路状況は、60%程度が就職し、40%程度が大学や専攻科へ進学している。未決定者は 5 年間で 1%未満である。準学士課程卒業生の就職先企業は、多くの学生が本校で学んだ専門知識や技術を活用できる有力企業であると判断している。本科卒業生の職業別就職者数については、機械・電気技術者や情報処理技術者、その他技術者が大部分を占めており、本校で学んだ専門知識や技術を活用できる職業に就いていると判断している。 卒業後の進学先としては本校で学んだ専門知識を基に、さらに高度な知識を得ることのできる大学へ進学している。 以上のことから、本校の教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、卒業後の進路状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がって

	いると判断している。
7-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 7

優れた点
・ 学習・教育到達目標について、教務委員会にて適宜見直しを行い、必要に応じて変更を行っている点 ・ 卒業予定の学生の個々の単位修得状況について、卒業判定会議において評価し、卒業認定を行っている点 ・ 成績会議を開催し、個々の学生についてより詳細な成績確認等が行われている点
改善を要する点
該当なし

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

評価の視点 8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。	
観点 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。	
【留意点】 ○ 観点 1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又はJABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
（根拠理由欄） 本校専攻科の成績評価・単位認定基準はカリキュラム・ポリシーに従って、組織として策定されており、学生便覧やオリエンテーションを通じて学生に周知されている。また、JABEE 認定プログラムの審査において下記の点検項目の基準に適合しているため、当該観点の内容を満たしていると判断する。 ・点検項目 2.1(2) カリキュラムの設計に基づいて、シラバスが作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラムの位置づけが明らかにされ、その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価合法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文章によって、授業時間が示されていること。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。 □配置している □配置していない	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料
観点 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又はJABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	

☐ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
(根拠理由欄) 本校専攻科の教育課程は想定される準学士課程と専攻科課程の組み合わせについてそれぞれ作成されており、特例適用専攻科の審査において、すべての科目表(様式第3号)は「適」と認められているため、当該観点の内容を満たしていると判断する。	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。 ☐ 考慮している ☐ 考慮していない	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料
観点8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
(根拠理由欄) 本校専攻科はJABEE認定プログラムの審査において、カリキュラム・ポリシーに関する下記の点検項目で基準に適合している。下記の1は当該観点の授業形態のバランスについて、下記の2, 3は学習指導上の工夫についての内容が含まれるため、当該観点の内容を満たしていると判断する。 1(点検項目2.1(1)). 学生がプログラムの学習・教育達成目標を達成できるように、カリキュラムが設計され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。また、カリキュラムでは、各科目とプログラムの学習・教育到達目標との対応関係が明確に示されていること。カリキュラムは4年間にわたる学習・教育で構成され、当該分野にふさわしい数学、自然科学及び科学技術に関する内容が全体の60%以上であること。 2(点検項目2.3(2)). カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それに基づく活動が行われていること。 3(点検項目2.3(3)). 教員の質的向上を図る取組(FD)を推進する仕組みがあり、当該プログラムに関わる教員に開示されていること。また、それに従った活動が行われていること。	
自己点検・評価結果欄(該当する口欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。 ☐ 採用されている ☐ 採用されていない	◇授業形態の開講状況(バランスを含む。)がわかる資料 ◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。

(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐教材の工夫 ☐少人数教育 ☐対話・討論型授業 ☐フィールド型授業 ☐情報機器の活用 ☐基礎学力不足の学生に対する配慮 ☐一般科目と専門科目との連携 ☐その他	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料 ◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。
観点 8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。	
【留意点】 ○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。 ○ 本評価書 I (1) 4. において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法) 第 119 条第 2 項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒満たしていると判断する ☐満たしていると判断しない （根拠理由欄） 本校専攻科は特例適用専攻科の審査において、「適」と認められているため当該観点の内容を満たしていると判断する。教養教育および専門教育を含むカリキュラム（科目表）については下記の項目 1, 2 について、研究指導については下記の項目 3, 4 について「適」と認められているため、当該観点の内容を満たしていると判断する。 1. 科目表（様式第 3 号） 2. 科目表に記載した授業科目の授業計画（シラバス） 3. 学修総まとめ科目の授業に関する実施計画書（様式第 4 号） 4. 学修総まとめ科目に相当する授業科目を担当する教員の個人調書（様式第 5 号）	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。 ☐行っている ☐行っていない	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料
観点 8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。	

【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。 利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない （根拠理由欄） 本校専攻科の成績評価・単位認定基準はカリキュラム・ポリシーに従って、組織として策定されており、学生便覧やオリエンテーションを通じて学生に周知されている。また、JABEE 認定プログラムの審査において下記の点検項目の基準に適合しているため、当該観点の内容を満たしていると判断する。 ・点検項目 2.1(2) カリキュラムの設計に基づいて、シラバスが作成され、当該プログラムに関わる教員及び学生に開示されていること。シラバスでは、それぞれの科目ごとに、カリキュラムの位置づけが明らかにされ、その科目の教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準が示されていること。また、シラバスあるいはその関連文章によって、授業時間が示されていること。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ☐ 策定している ☐ 策定していない	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ☐ 行っている ☐ 行っていない	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☐ 把握していない	◇学校として把握していることがわかる資料
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ☐ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☐ 把握していない	◇認知状況がわかる資料
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料

☐ 定めている ☐ 定めていない	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ☐ ある ☐ ない	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。(該当する選択肢にチェック■する。) ☐ 成績評価の妥当性の事後チェック ☐ 答案の返却 ☐ 模範解答や採点基準の提示 ☐ GPAの進級判定への利用 ☐ 成績分布のガイドラインの設定 ☐ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ☐ 試験問題のレベルが適切であることのチェック ☐ その他	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。 ◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。
観点8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。	
関係法令	(法)第119条第2項
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない （根拠理由欄） 本校専攻科の修了認定基準はディプロマ・ポリシーに従って、組織として策定されており、学生便覧やオリエンテーションを通じて学生に周知されている。修了認定の実施状況については、JABEE 認定プログラムの審査において下記の点検項目の基準に適合しているため、当該観点の内容を満たしていると判断する。 1（点検項目 3(3)）. プログラムの各学習・教育到達目標に対する達成度を総合的に評価する方法と評価基準が定められ、それによって評価が行われていること。 2（点検項目 3(4)）. 修了生全員がプログラムのすべての学習・教育到達目標を達成していること 3（点検項目 2.2(3)）. 学生自身にもプログラムの学習・教育到達目標に対する自分自身の達成状況を継続的に点検させ、それを学習に反映させていること。	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。 ☐ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料

☐ 定めていない	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ☐ 定めている ☐ 定めていない	◇定めている該当規程や修了認定基準
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ☐ 認定している ☐ 認定していない	◇関係する委員会等の会議資料
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ☐ 周知している ☐ 周知していない	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ☐ 把握している ☐ 把握していない	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料
8－1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。 特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5－1及び5－2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。	
該当なし	
評価の視点 8－2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。	
観点8－2－① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。	
【留意点】 ○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ☒ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料 ・資料8－2－1－(1)－01 P950-962 「専攻科入学者募集要項」

☐ なっていない	以下は：現地閲覧資料 ・資料 8-2-1-(1)-02 「面接要領」 ・資料 8-2-1-(1)-03 「合否判定基準」 ・資料 8-2-1-(1)-04 「入学試験実施状況」 ・資料 8-2-1-(1)-05 「面接の質問項目（AMS、AEI、ACC）」
観点 8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■整備している ☐ 整備していない	◇検証の体制に関する資料 ・資料 8-2-2-(1)-01 P963 「鹿児島工業高等専門学校入学試験委員会規則」 ・資料 8-2-2-(1)-02 P964 「鹿児島工業高等専門学校専攻科委員会規則」 ◇改善に役立てる体制に関する資料 ・（再掲）資料 8-2-2-(1)-01 P963 「鹿児島工業高等専門学校入学試験委員会規則」 ・（再掲）資料 8-2-2-(1)-02 P964 「鹿児島工業高等専門学校専攻科委員会規則」 ・資料 8-2-2-(1)-03 P965 「専攻科アドミッションポリシーアンケートのフォーマット」
(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 ■行っている ☐ 行っていない	◇検証を行っていることがわかる資料 ・資料 8-2-2-(2)-01 現地閲覧資料 「専攻科入試委員会議事要旨」 ・資料 8-2-2-(2)-02 a P966-967 「平成 30 年度後学期専攻科成績会議議事要旨」 ・資料 8-2-2-(2)-02 b P968-975 「平成 30 年度専攻科成績会議発表資料」

	・資料 8-2-2-(2)-03 P976-977 「専攻科アドミッションポリシーアンケート結果」 ・資料 8-2-2-(2)-04 P978-979 「学位取得状況(平成 30 年度過去 5 年間)」
(3) (2) の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。 ■改善に役立てている □改善に役立てていない	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。 検証の結果、現在の実施方法で入学者選抜は適切に実施されていると判断できるため、具体的な改善は行っていない。その根拠は以下のとおりである。 専攻科入試委員会では、アドミッション・ポリシーに関する面接の結果を確認している（資料 8-2-2-(2)-01 現地閲覧資料）。上記資料 8-2-2-(2)-03 (P976-977) は、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れがなされているかについてのアンケート結果であり、上記資料 8-2-2-(2)-04 (P978-979) は過去 5 年間の専攻科修了および学位取得状況のデータである。専攻科成績会議では、上記資料 8-2-2-(2)-03 (P976-977) と資料 8-2-2-(2)-04 (P978-979) の検証結果について確認している（上記資料 8-2-2-(2)-02a P966-967 と 2b P968-975）。在校生へのアンケート結果（上記資料 8-2-2-(2)-03 P976-977）において、9 割近くの学生が授業内容を理解できており、特別研究への取り組みもできている。専攻科修了および学位取得の状況について、推薦・学力の選抜方法に関わらず、ほぼ全員の学生が JABEE プログラムを修了し、学位を取得している。以上のことから、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れは適切に行われていると判断できる。
観点 8-2-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。	
【留意点】 ○ (2) の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する	

☐ 満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 ☒ 定めている ☐ 定めていない	◇学則等の該当箇所 ・資料 8-2-3-(1)-0 1 P980 「専攻科の定員（鹿児島工業高等専門学校学則第 47 条）」 ・資料 8-2-3-(1)-0 2 P980 「鹿児島工業高等専門学校専攻科入学選抜（学力検査による選抜（後期））に係る申合せ」
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 ☒ 整備している ☐ 整備していない	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料 ・資料 8-2-3-(2)-0 1 P981 「鹿児島工業高等専門学校入学試験委員会規則」 ・（再掲）資料 8-2-3-(1)-0 2 P980 「鹿児島工業高等専門学校専攻科入学選抜（学力検査による選抜（後期））に関わる申合せ」
(3) 過去 5 年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。 ☐ 適正である ☒ 超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表
(4) 過去 5 年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。 ☐ 行っている ☒ 行っていない ☐ 過去 5 年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない	◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。 過去 5 年間で実入学者が入学定員を大幅に下回った（0.7 倍未満）専攻は無いが、大幅に超過（1.3 倍以上）した事例がある。専攻科の共通科目の講義は、定員の 2 倍（40 名）程度であれば支障がない。また、各専攻に研究を指導できる教員が複数在籍しており、定員を超えても十分な研究指導が可能である。従って、本校の入学選抜に関わる申し合わせ（観点 8-2-3-(1)-0 2 P980）では、各専攻の実情に応じて、定員の 2 倍までの入学を認めている。
8-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	
評価の視点	

8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。	
観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■整備している □整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 ・資料8-3-1-(1)-01 P982 「専攻科の修了要件」 ・資料8-3-1-(1)-02 P983-984 「鹿児島工業高等専門学校専攻科授業科目の履修に関する規則」 ・資料8-3-1-(1)-03 P985 「鹿児島工業高等専門学校教育プログラム点検会議規程」
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■把握・評価している □把握・評価していない	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料 ・資料8-3-1-(1)-04 P986-1002 「専攻科成績会議議事要旨」 ・資料8-3-1-(1)-05 P1003-1007 「専攻科修了判定会議議事要旨」 ・資料8-3-1-(1)-06 P1008-1011 「教育プログラム点検会議議事要旨」
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	◇把握・評価の実施状況がわかる資料 ・資料8-3-1-(2)-01 P1012 「各学習・教育到達目標の達成度評価とその評価基準」 ・資料8-3-1-(2)-02 P1013-1015 「「環境創造工学」教育プログラム修了生判定一覧表」 ・資料8-3-1-(2)-03 P1016-1025 「学会発表（平成26～30年度）」 ◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 「専攻科課程における各学習・教育目標の達成度評価対象とその評価基準」（資料8-3-1-(2)-01 P1012）に基づき、教育プログラム点検会議において達成状況や専

	攻科修了状況等を確認している（資料 8-3-1-(1)-05 P1003-1007）。専攻科課程における教育の成果や効果については、専攻科修了、JABEE 教育プログラム修了および学位取得の項目が 2 年間の在学期間で達成されたかの検証を行っている。平成 24～28 年度の専攻科入学生については、休学者を除いて全員が修了しており、教育の成果および効果は上がっていると考えられる（資料 8-2-2-(2)-04 P978-979）。
観点 8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】 ○ (1)の体制の整備が、観点 8-3-①同じ体制で実施されている場合には観点 8-3-①と同じ資料となる。 ○ (2)(3)(4)は、観点 1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 □整備している ■整備していない	◇体制の整備状況がわかる資料 意見聴取等を行うことはできるが、それを定期的実施する「体制を整備している」とまでは言い切れない。 ◇意見聴取の結果に関するデータ・資料 ・資料 8-3-2-(2)-01 a P1026
(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	「専攻科達成度アンケートのフォーマット」 ・資料 8-3-2-(2)-01 b P1027-1028 「専攻科達成度アンケートの結果」 ・資料 8-3-2-(3)-01 P1029-1049 「卒業生・修了生アンケート結果」
(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	・資料 8-3-2-(4)-01 P1050-1064 「企業アンケート結果」 ◇把握・評価の実施状況がわかる資料 ・資料 8-3-2-(5)-01 P1065-1077
(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。 ■行っている □行っていない	「平成 30 年度専攻科教育の自己点検・評価について」 ・（再掲）資料 8-2-2-(2)-02 b P968-975 「平成 30 年度専攻科成績会議発表資料」 ◆左記 (2)～(4) 及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・

(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。 修了生へのアンケートでは、「創造力豊かな開発型技術者」に肯定的な自己評価をした回答がどの項目でも 50%を超えている。一方、外国語での意思疎通に関する自己評価は、70%以上が否定的な回答であった。 企業へのアンケートでは、すべての項目で普通以上の知識・能力を有していると思なしている。専門知識に関しては、すべての企業が普通以上の評価であり、95%以上が満足している。一方、英語力について不満のある意見が10%程度観られ、修了生の自己評価と一致している。今後の採用については、90%の企業が採用したいと回答している。 以上のことから、一部課題はあるものの、学習・教育・研究の成果は十分に認められる。
観点 8－3－③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】なし。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 ■満たしていると判断する □満たしていると判断しない	
自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 学校として把握している最近 5 年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■認められる □認められない	◇【別紙様式】修了者進路実績表 ・資料 8－3－3－(1)－0 1 P 1078 「修了生の進路」 ・資料 8－3－3－(1)－0 2 P 1079 「進路状況、大学院への進学状況」
(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■なっている □なっていない	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像に合った成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。 修了生の進路状況は、ほぼ全員が就職または進学している。過去 5 年間では全体の 2/3 程度が企業へ就職し、1/3 程度が大学院へ進学している。就職先に関しては、製造業を中心に、ほとんどの学生が希望する優良企業に就職しており、専攻科での学習成果や研究内容が生かせる職種を選択している。進学先としては、各専攻で学んだ専門知識や研究を基に、さらに高度な研究ができる大学院へ進学している。これらの状況から、専攻科での学習・教育・研究の

	成果は十分に認められる。
観点 8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。	
【留意点】	
○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。	
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。	
☒ 満たしていると判断する ☐ 満たしていると判断しない ☐ 学位の取得を目的としていないので、該当しない	
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄
(1) 過去 5 年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。 ☒ 認められる ☐ 認められない	◇学位取得状況がわかる資料 ・（再掲）資料 8-2-2-(2)-04 P978-979 「学位取得状況(平成 30 年度過去 5 年間)」
8-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。	
該当なし	

基準 8

優れた点
・ 専攻科課程修了生の進路状況から開発型技術者の育成を行っており、教育の成果は上がっている点 ・ 専攻科課程の学習・教育到達目標の達成を修了要件とした教育プログラムが JABEE 認定を受けており、教育の水準が保証されている点 ・ 専攻科の学士の学位授与に係る特例が適用認定されている点
改善を要する点